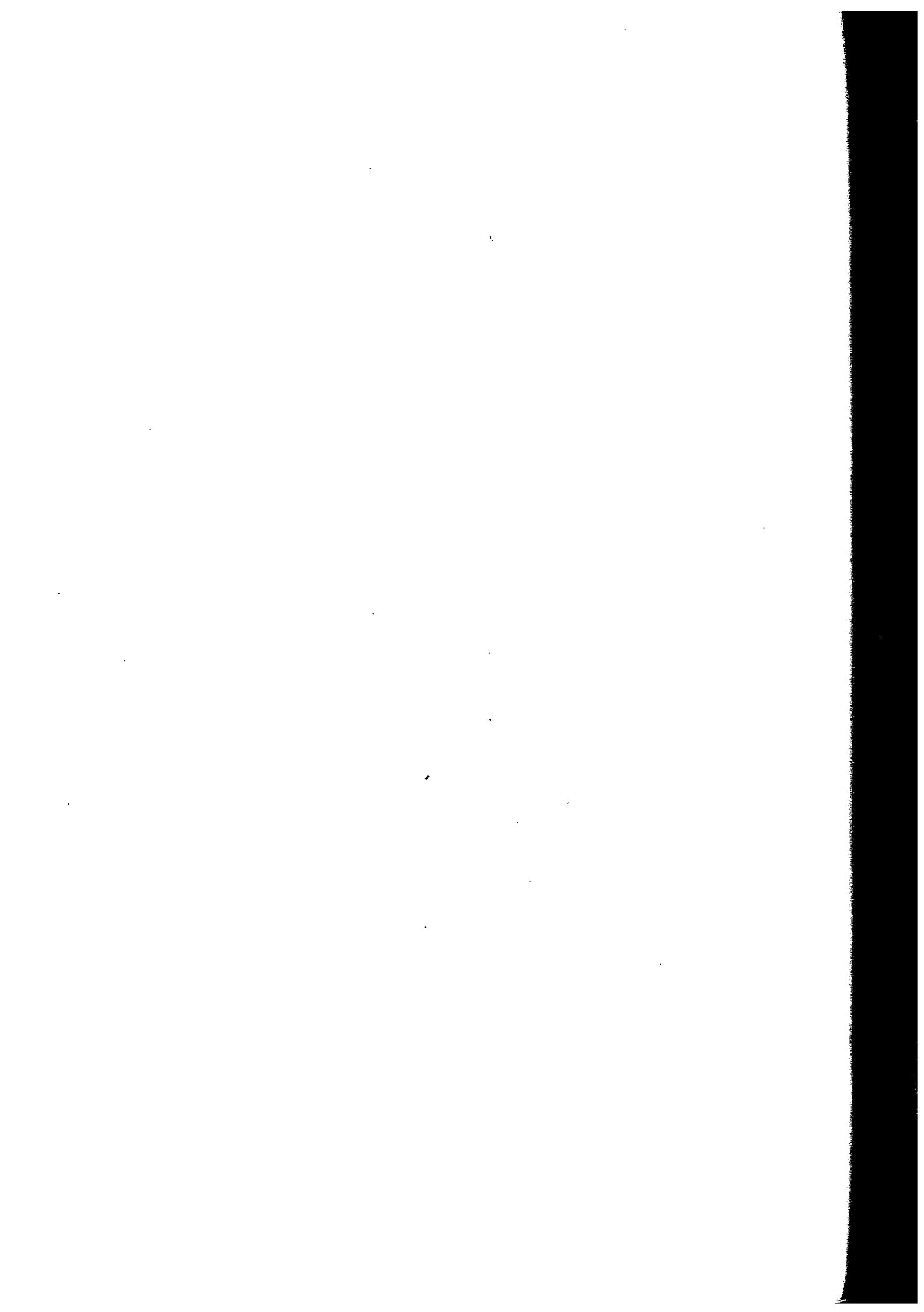


## **第2章 北海道南西沖地震災害対策**



## 第1 南西沖地震災害対策（連絡）本部の設置

### 1 道・支庁等の設置状況

道においては、7月12日地震発生後の22時30分に、北海道地域防災計画地震防災計画編に基づき、本庁に総務部長を本部長とする「北海道南西沖地震北海道災害対策連絡本部」を設置するとともに、津波警報・注意報が発令された空知・上川支庁を除く12支庁に支庁長を地方連絡本部長とする「北海道南西沖地震北海道災害対策地方連絡本部」を、また、北海道東京事務所に所長を東京地方連絡本部長とする「東京地方連絡本部」を設置した。

翌13日、7時00分に災害状況からみて、災害対策をより強力に推進するため、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部に移行することとし、本庁に知事を本部長とする「北海道南西沖地震北海道災害対策本部」、渡島・檜山・後志・宗谷・胆振の5支庁に支庁長を地方本部長とする「北海道南西沖地震北海道災害対策地方本部」を、また、北海道東京事務所に所長を東京地方本部長とする「東京地方本部」を設置し、さらに、檜山支庁管内の奥尻町の被害が甚大であることから、奥尻町における適切な災害応急対策を講ずるため、7月15日16時00分に檜山支庁地方部長を部長とする「北海道南西沖地震北海道災害対策檜山地方本部奥尻対策部」を設置し、被害の早期全容把握、被災地の復旧・復興に全力をあげ取り組んだ。

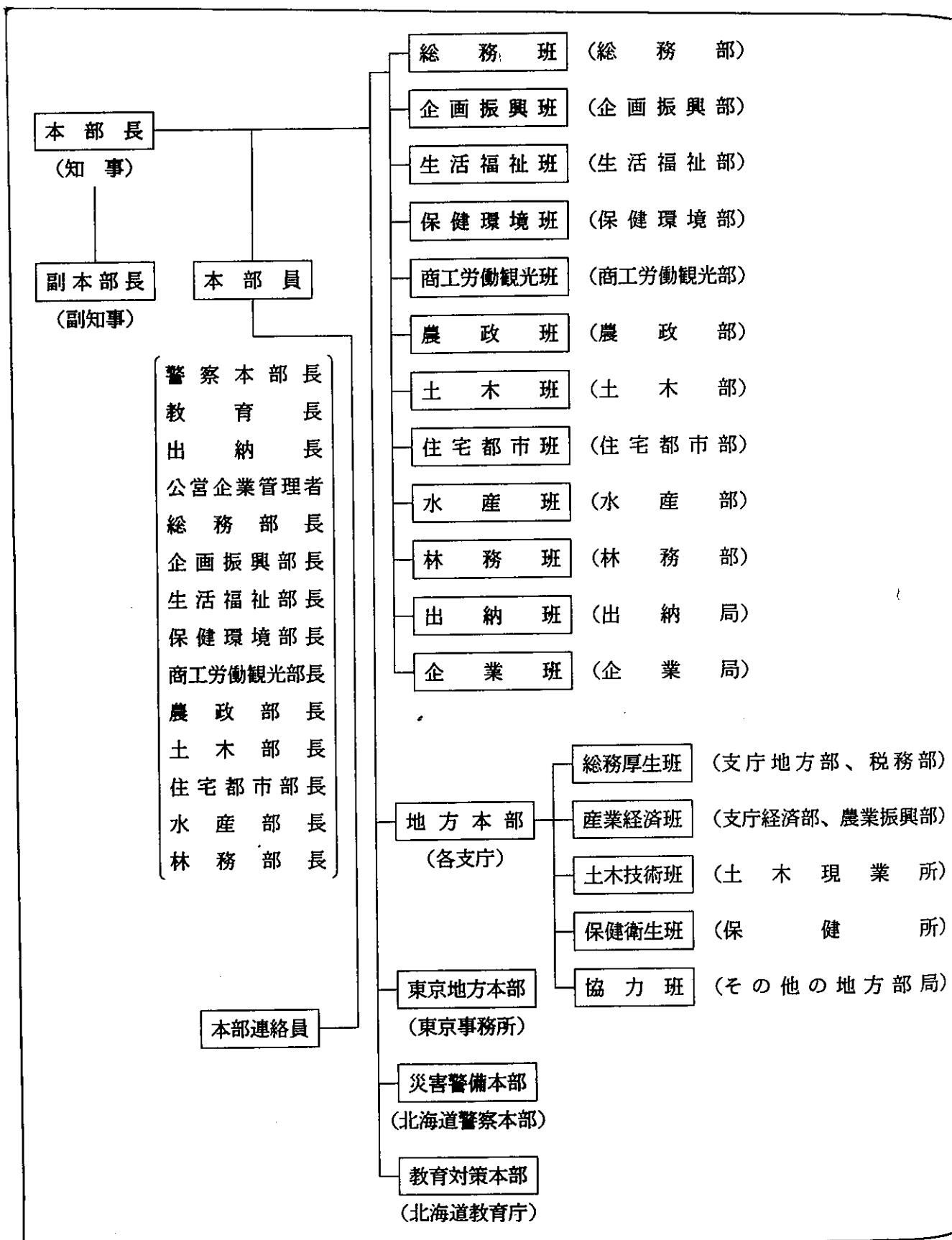
### 2 市町村の設置状況

檜山支庁管内の全町（10町）、渡島支庁管内17市町村のうち9市町村、後志支庁管内20市町村のうち11市町村など、空知・上川・十勝の3支庁を除く11支庁管内の63市町村で各市町村長を本部長とする「災害対策本部」が設置された。

設置と廃止の日時は、表2-2-1のとおりである。

各市町村では、地震発生後、直ちに地域住民への広報活動、被害状況の把握、被害箇所の早期復旧にあたるなど、早期に住民生活の安定確保を図るよう努めた。

## 道の災害対策本部の組織図



## 災害対策本部等設置状況

1 北海道

表2-1-1

名 称	設 置	廃 止 等
北海道災害対策連絡本部	5.7.12 22:30	5.7.13 7:00 災害対策本部に移行
災害対策石狩地方連絡本部	"	6.8.2 15:00 廃 止
災害対策渡島地方連絡本部	"	5.7.13 7:00 災害対策本部に移行
災害対策檜山地方連絡本部	"	"
災害対策後志地方連絡本部	"	"
災害対策留萌地方連絡本部	"	6.8.2 15:00 廃 止
災害対策宗谷地方連絡本部	"	5.7.13 7:00 災害対策本部に移行
災害対策網走地方連絡本部	"	6.8.2 15:00 廃 止
災害対策胆振地方連絡本部	"	5.7.13 7:00 災害対策本部に移行
災害対策日高地方連絡本部	"	6.8.2 15:00 廃 止
災害対策十勝地方連絡本部	"	"
災害対策釧路地方連絡本部	"	"
災害対策根室地方連絡本部	"	"
災害対策東京地方連絡本部	"	5.7.13 7:00 災害対策本部に移行
北海道災害対策本部	5.7.13 7:00	6.8.2 15:00 廃 止
災害対策渡島地方本部	"	"
災害対策檜山地方本部	"	"
災害対策後志地方本部	"	"
災害対策宗谷地方本部	"	"
災害対策胆振地方本部	"	"
災害対策東京地方本部	"	"
災害対策檜山地方本部奥尻対策部	5.7.15 16:00	"

2 市町村

表2-2-1

名 称	設 置	廃 止
石狩町災害対策本部	5.7.12 22:40	5.7.13 12:00
厚田村災害対策本部	" 23:20	5.7.13 4:30
浜益村災害対策本部	" 23:10	5.7.13 2:20

名 称		設 置	廃 止	
渡 島 支 庁	北海道南西沖地震函館市災害対策本部	5. 7. 12 23:00	5. 7. 19	17:00
	上磯町地震災害対策本部	" 23:00	6. 5. 12	-
	長万部町災害対策本部	" 22:50	6. 3. 31	-
	恵山町災害対策本部	" 22:30	5. 7. 13	4:00
	松前町災害対策本部	" 22:27	5. 7. 13	7:00
	知内町災害対策本部	" 22:40	5. 7. 13	17:00
	木古内町災害対策本部	" 22:30	5. 7. 13	7:00
	奥尻島沖地震大野町災害対策本部	" 22:30	5. 7. 13	11:30
	椴法華村防災対策本部	" 22:30	5. 7. 13	4:00
檜 山 支 庁	江差町災害対策本部	" 22:40	6. 3. 24	-
	奥尻町災害対策本部	" 22:50		
	厚沢部町災害対策本部	" 22:50	5. 12. 30	17:00
	北海道南西沖地震北檜山町対策本部	" 22:30	6. 4. 5	17:00
	大成町災害対策本部	" 22:30	6. 4. 1	17:00
	乙部町地震災害対策本部	" 22:40	6. 3. 31	-
	瀬棚町災害対策本部	" 22:30	6. 7. 12	17:00
	今金町災害対策本部	" 22:25	6. 7. 31	17:15
	熊石町災害対策本部	" 22:30	5. 7. 15	17:00
	上ノ国町災害対策本部	" 22:25	5. 7. 13	7:00
	小樽市災害対策本部	" 23:37	5. 7. 13	7:00
後 志 支	北海道南西沖地震災害島牧村対策本部	" 22:30	6. 3. 31	-
	寿都町災害対策本部	" 22:30	5. 12. 21	17:00
	黒松内町災害対策本部	" 22:30	5. 12. 27	17:00
	蘭越町災害対策本部	" 22:30	5. 7. 15	17:15
	余市町災害対策本部	" 22:30	5. 7. 26	17:00
	ニセコ町地震災害対策本部	" 22:40	5. 7. 13	17:00
	共和町災害対策本部	" 22:50	5. 7. 13	19:00
	岩内町災害対策本部	" 22:28	5. 7. 13	7:20

名 称		設 置	廃 止	
序	神恵内村灾害対策本部	5.7.12 23:30	5.8.10	10:00
	北海道南西沖地震積丹町対策本部	" 22:30	5.7.13	9:00
留 萌 支 庁	留萌市北海道南西沖地震・津波対策本部	" 23:00	5.7.13	13:00
	北海道南西沖地震増毛町灾害対策本部	" 23:00	5.7.13	14:00
	北海道南西沖地震小平町灾害対策本部	" 22:40	5.7.13	7:05
	北海道地震灾害対策本部(苦前町)	" 23:14	5.7.13	10:00
	羽幌町灾害対策本部	" 22:30	5.7.13	7:32
	初山別村灾害対策本部	" 23:00	5.7.13	7:10
	北海道南西沖地震対策本部(遠別町)	" 22:40	5.7.13	17:00
	天塩町灾害対策本部	" 23:20	5.7.13	7:10
	浜里地区津波災害幌延町灾害対策本部	" 23:20	5.7.13	14:55
宗 谷 支 庁	稚内市灾害対策本部	" 23:00	5.7.13	7:00
	猿払村灾害対策本部	" 23:00	5.7.13	4:00
	豊富町灾害対策本部	" 22:30	5.7.13	7:30
	礼文町灾害対策本部	" 23:00	5.7.13	2:00
	利尻町灾害対策本部	" 22:50	5.7.13	7:00
	利尻富士町灾害対策本部	" 22:50	5.7.13	3:30
網走 支 庁	北海道南西沖地震常呂町津波対策本部	5.7.13 0:05	5.7.13	9:00
胆 振 支 庁	室蘭市灾害警戒本部	5.7.12 22:30	5.7.13	16:00
	伊達市灾害対策本部	" 22:30	5.7.13	2:30
	白老町灾害対策本部	" 22:20	5.7.13	7:00
	追分町灾害対策本部	" 22:25	5.7.12	22:45
曉 支 庁	静内町津波災害対策本部	" 22:40	5.7.13	1:00
	三石町灾害対策本部	" 22:30	5.7.13	4:15
	様似町津波災害対策本部	" 22:30	5.7.13	3:58
釧	釧路市灾害対策本部	" 22:45	5.7.13	4:00
	釧路町灾害対策本部	" 22:50	5.7.13	3:50

名 称		設 置	廃 止	
路 支 庁	厚岸町災害対策本部	5. 7. 12 23:10	5. 7. 13	4:00
	浜中町災害対策本部	" 22:35	5. 7. 13	4:25
	白糠町災害対策本部	" 23:00	5. 7. 13	4:00
	音別町災害対策本部	" 23:15	5. 7. 13	4:00
根室 支庁	根室市災害対策本部	" 22:35	5. 7. 13	4:00

## 第2 災害対策（連絡）本部の活動状況

### 1 生活福祉対策

7月13日0時30分に、特に被害の大きい奥尻町に災害救助法が適用され、その後、6時に大成町、10時に瀬棚町、島牧村、15時に北檜山町にも同法が適用されたことから、関係支庁を通じ各町村に対し、避難所の設置、炊出しなど被災者の応急救助の実施について指導を行った。

翌14日には、応急救助についての指導、連絡調整のため、檜山支庁へ職員1名を派遣した。

また、15日には、甚大な被害を受けた奥尻町へ第1次として、生活福祉部及び檜山支庁社会福祉課から26名の職員を派遣し、その後、9月18日までの間に10次にわたって89名を派遣し、仮設住宅の設置や入居など災害救助法による応急救助に関する事務や災害弔慰金の支給事務、被災住民への各種生活相談の実施などについて支援した。

〔災害救助法による応急救助の実施状況〕

#### (1) 避難所の設置

町村名	期間	箇所数	延べ人員
奥尻町	7/13~8/28 (47日間)	17か所	22,367人
大成町	7/13~8/8 (27日間)	10か所	3,129人
瀬棚町	7/13~7/14 (2日間)	6か所	1,082人
北檜山町	7/13~9/3 (53日間)	7か所	2,698人
島牧村	7/13~8/13 (32日間)	10か所	2,764人
計		50か所	32,040人

#### (2) 応急仮設住宅の設置

町村名	設置戸数	入居日
奥尻町	330戸	7/28 (100戸)、8/9 (100戸)、8/14 (100戸)、8/27 (30戸)
大成町	23戸	8/8
瀬棚町	14戸	8/3
北檜山町	35戸	9/3
島牧村	6戸	8/10
計	408戸	

#### (3) その他の応急救助

炊出し（延べ29,651人）、飲料水の供給（延べ11,155人）、被服・寝具その他生活必需品の給与（563世帯）、医療（救護班の派遣）、災害にかかった者の救出、住宅の応急修理（2世帯）、学用品の給与（177人）、死体の処理・埋葬（150体）、死体の検査、障害物の除去（38世帯）、また、社会福祉施設の被害状況の把握に努めるとともに、被災施設にあっては、施設運営に支障をきたさぬよう早期の復旧に努めた。被災施設は、老人福祉施設が6、児童福祉施設が19、その他の社会福祉施設が23の合計48施設となり、うち7施設を国庫補助、2施設を民間補助により復旧事業を行った。

7月20日には、各種資金の貸付や各種保険料の減免等について、関係支庁及び市町村へ通知し、相談体制を強化するとともに、その適切な運用が図られるよう指導を行った。

〔各種資金の貸付及び各種保険料の減免等の状況〕

- ・災害弔慰金の支給

生活維持者40件、その他の者179件、計16市町村219件

- ・災害援護資金の貸付  
14町村213件
- ・生活福祉資金の貸付  
14市町村330件
- ・母子福祉資金の支払猶予  
2町3件
- ・国民健康保険料（税）等の減免  
保険料（税）の減免 13市町村663件  
一部負担金の減免 5町村459件
- ・国民年金保険料の免除  
10町村234件
- ・健康保険、厚生年金保険及び船員保険の保険料納付猶予  
1町8件
- ・社会福祉施設措置費微収金の減額  
2村4件
- ・生活保護法による援護  
生活保護開始 1町2件

7月から12月の間、被災地の生活必需物資等の需給及び価格動向について調査を実施し、監視を行った。

災害発生直後から、救援物資や義援金に関する問い合わせが殺到し、対応に追われた。特に、救援物資については、全国各地から大量の物資が届けられ、被災地や檜山地方本部での保管能力が限界に達したため、8月1日から札幌市内へ移送し、道職員延べ3,100人により仕分けを行い、被災地へ搬送した。

また、災害救助法適用5町村の被災者の冬季間の生活支援特別対策として、暖房用灯油の購入費に対する助成を411世帯を対象に実施した。

## 2 住宅都市対策

### (1) 住宅復旧対策等

- ・災害応急仮設住宅の建設支援については、7月15日生活福祉部からの支援要請に応えて、技術者を3名奥尻町へ派遣するとともに、7月19日から第2次支援体制を整え、災害応急仮設住宅完成までの間、延べ18名の職員を奥尻町へ派遣し、総戸数330戸の災害応急仮設住宅建設に際しての現地調査、設計及び建設指導などにあたった。

また、公営住宅の復旧については、地震発生後、直ちに被災状況調査を行い、被災市町村への復旧指導を行った。災害査定については、11月29日から12月1日にかけて行われた。

- ・災害公営住宅については、7月15日、職員を奥尻町へ派遣し現地調査を実施するとともに、奥尻町被災者意向調査や町営及び道営住宅の建設計画などの協議を行った。その他の災害救助法適用町村に対しては、要望の取りまとめや指導を行った。奥尻町の道営住宅については12月に52戸が完成し、被災者の入居が行われた。また、平成6年度の災害公営住宅30戸の建設については、8月3日着工している。

- ・一般住宅の復旧対策としては、住宅金融公庫災害復興住宅資金貸付制度の適用について、7月13日、住宅金融公庫北海道支店に対し要請及び協議を行うとともに、同日、住宅金融公庫総裁及び建設省に対し要請を行った。7月15日には適用の発表があり、翌日から受け付けを開始した。また、災害住宅復興のため、8月16日、道の持家建設資金や北方型住宅建設資金の要綱改正を行い、災害復興特例を設けた。これらの制度の周知を行うため、被災地において説明会を行った。

また、被災者の住宅建設を支援するため、建築確認及び仮設建築物建築許可申請手数料について免除するとともに、奥尻町については、奥尻町災害復興住宅利子補給費補助制度を創設し、被災者の利子負担の軽減を図っている。

さらに、7月16日、住宅被災者の公営住宅への特定入居について市町村に対し協力要請を行った。

#### (2) 都市施設の復旧

被災後、速やかに下水道や都市公園などの都市施設について、被災箇所の調査及び応急措置を実施するとともに、特に下水道については管渠施設が地中のため、TVカメラによる調査を実施し、その後復旧を完了した。

災害査定については、9月27日から10月1日まで道施設（1箇所）及び1市5町30箇所で行われた。

#### (3) 奥尻町青苗地区復興計画の検討

この地震により甚大な被害を受けた奥尻町の復興について、住宅都市部では、7月30日に部内に「奥尻町災害復興支援プロジェクトチーム」を設置し、復興にあたっての課題や整備手法などの支援策について検討を行った。

特に、壊滅的被害を受けた奥尻町青苗地区については、「安心して住めるまちづくり・新しい魅力のあるまちづくり」を基本方針として、当該地区の復興計画の素案の策定に向けて検討を行った。

8月9日に設置された「南西沖地震災害復興対策推進委員会」の「まちづくり対策プロジェクトチーム」に検討結果を提案するとともに、8月20日に設置された「南西沖地震復興対策室」の復興計画素案策定業務に協力した。

### 3 衛生対策

#### (1) 給水対策

水道施設は、32市町村の56施設で被害を受けた。

被災水道を水道種別でみると、上下水道が17施設、簡易水道が30施設、専用水道が2施設、飲料水供給施設等が7施設となっており、水道の被災地域は図2-2-1のとおりである。

被災箇所は約1,030箇所に達し、箇所別にみると給・配水管の破損が多数を占めたが、取水施設及び浄水施設の被災が各1施設あったほか、原水が濁ったケースもあった。

被災施設のうち断水となった水道は、22町村の41施設に及び、約17,900戸が影響を受けた。断水の解消状況を、最大断水戸数に対する未解消戸数の率として図2-2-2に示したが、被災後13日目の7月25日には全面解消した。

被害総額は、約252百万円に達し、10町村14施設については、10月18日から29日に国の災害査定を受け、災害復旧国庫補助事業として復旧を行った。（国庫補助金額 68,368千円）

なお、奥尻町青苗地区簡易水道については、多くの住家が焼失・流失したため、まちづくり復興計画に基づいて水道施設の復旧工事を実施することとし、平成6年8月22・23日に国の災害査定を受け、災害復旧国庫補助事業として復旧を行っている。（上記の被災箇所、被害額及び断水戸数には、同簡易水道分を含んでいない。）

図2-2-1 水道施設被災地域

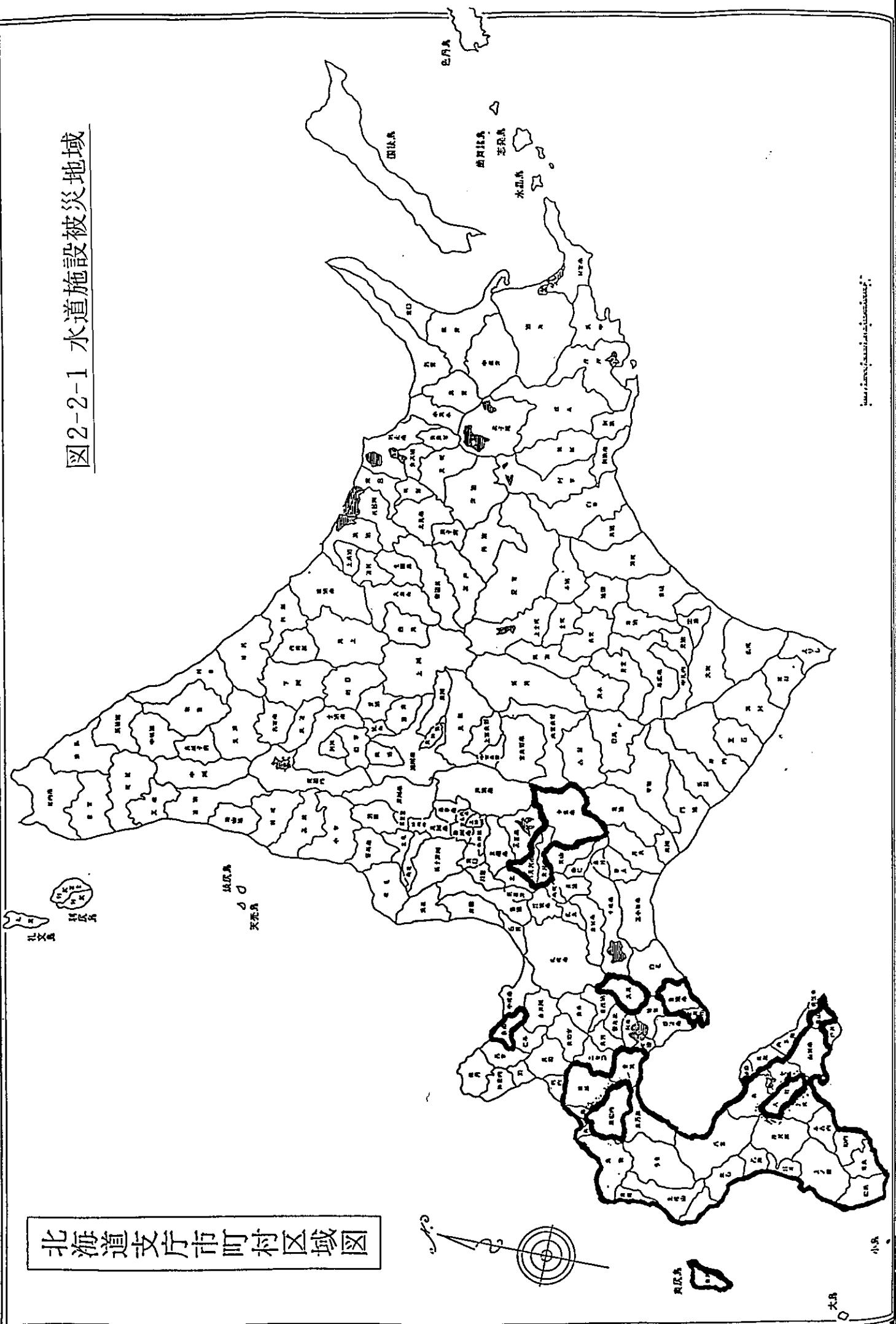
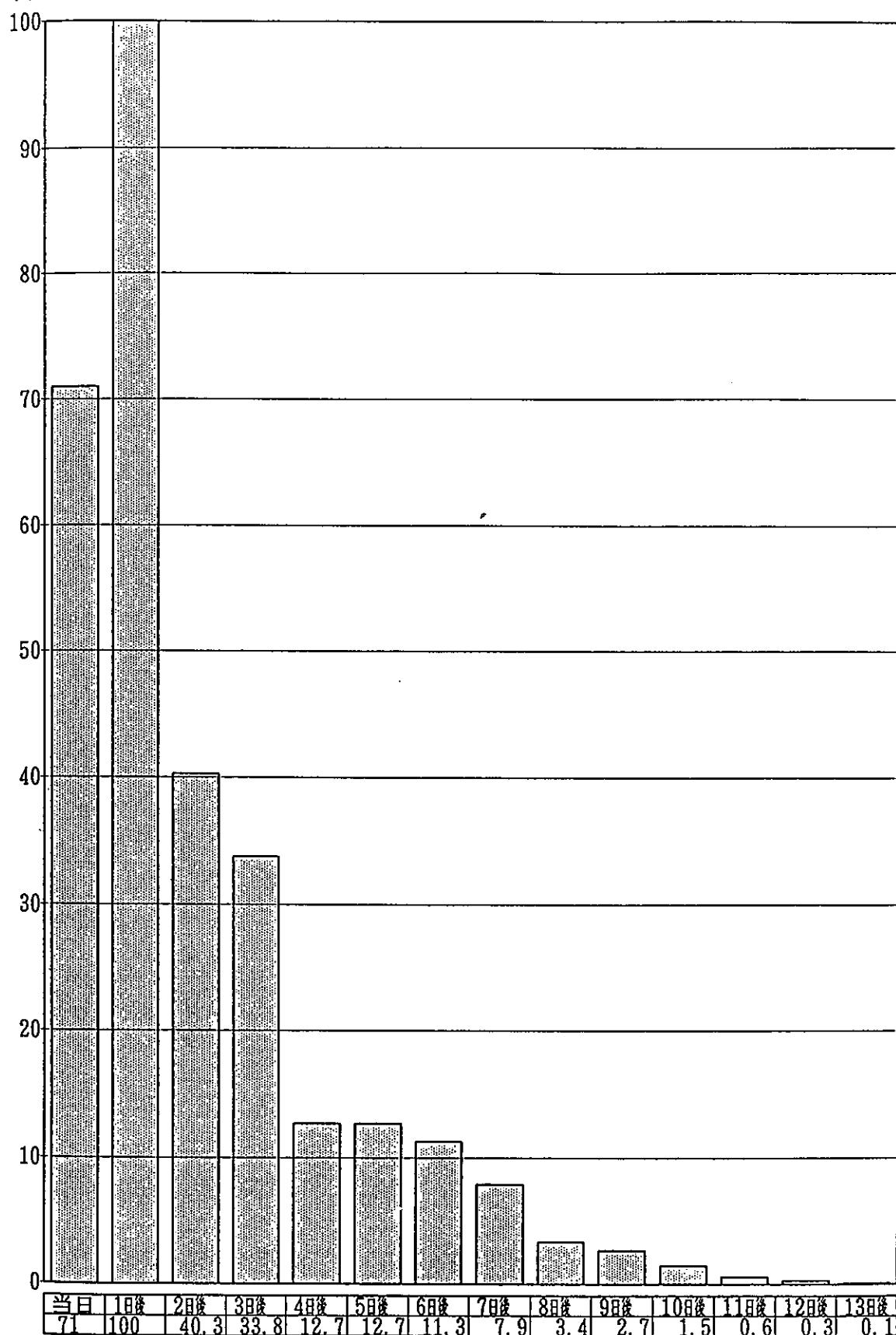


図2-2-2 断水解消の状況

(単位 : %)



## (2) 一般廃棄物及び墓地対策

一般廃棄物処理施設及び火葬場の被害状況については、震度が大きく災害が予想される箇所を重点的に、保健所を通じて各市町村より情報収集にあたったほか、電話等により被災の状況等を担当者と打合わせ、対策措置状況を取りまとめるとともに、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課及び同企画課と調整を図った。また、被害が甚大である奥尻町を中心に被害状況及び施設復旧までの対処方法を検討するため、職員を派遣し協議を行った。

一般廃棄物処理施設については、桧山、渡島管内の7町（一部事務組合含）においてし尿処理施設4件、ごみ処理施設5件、埋立処分地施設1件及び生活排水処理施設1件の計11件が、火葬場については、上記管内の3町において3件の被害が発生した。

また、被害の復旧については、廃棄物の適正処理を確保するための応急措置について協議し、処理施設及び火葬場の復旧対策について、復旧工事が災害補助事業として進められ、財源の確保が円滑に行われるよう関係省庁と十分に協議を行った。

## (3) 医療確保対策

医療確保対策においては、地震発生後直ちに、被災各地の医療施設の被害状況について調査を行うとともに、患者の発生状況及び患者の受け入れ状況の把握に努めた。

また、災害発生直後の7月13日より陸上自衛隊及び航空自衛隊並びに日本赤十字社北海道支部の医療班が奥尻町青苗地区に入り医療救護活動を行ったが、その活動状況及び現地の状況の把握に努めた。

奥尻町青苗地区においては、7月13日以降は主に災害救助法に基づく医療救護活動が行われていたものであるが、日本赤十字社北海道支部を除いては、最後まで医療活動を続けていた陸上自衛隊についても7月31日付で撤収し、日本赤十字社北海道支部が行う災害救助法による医療活動についても、8月9日付をもって終了となった。しかしながら、この時期の避難住民は、不慣れな避難所生活や、家や家族を失ったことなどから精神的な不安や睡眠不足などのストレス症状を起こす者も多く、8月10日以降もこれら住民の健康管理を含めた医療の確保が必要であると判断し、日本赤十字社北海道支部の協力のもとに被災住民の医療確保のため、引き続き、青苗地区に医療班を派遣することとした。

医療班の活動についてであるが、8月10日から8月15日までは避難所となっている青苗中学校、8月16日から9月30日までは、青苗研修センターに仮設の診療所を設置し、そこを拠点として医療を実施したほか、住民の生活を側面から支えるため、他の地区や仮設住宅に出向いて巡回診療を行い、52日間に亘り、幅広い範囲で医療活動を行った。

受診患者数は、仮設診療所における患者が延べ932名、巡回診療の患者が血圧測定等を含めると延べ301名となり合計で1,233名に上った。

また、派遣人員については、医師1名、看護婦2名、事務職員1名から構成した4名体制の医療班を52日間で11班編成し、実人員で医師12名、看護婦22名、事務職員11名の計45名を派遣した。

以上が、奥尻町を中心とした医療班の医療活動状況であるが、特に奥尻町の青苗地区においては、災害発生直後は奥尻地区への道路も寸断されており、地域の被災住民が唯一医療を受けられる手段が派遣された医療班であったこと、また、その後においても、青苗地区ほか5地区の約1,770名の住民に対する目に見える医療提供以外にも、精神状態が何かと不安定な状況において、住民に与えた安心感などこれら医療班の果たした役割は、非常に大きかったものと考える。

## (4) 歯科診療班の派遣

### ・派遣の経緯

奥尻島を中心とした現地の被害の状況が報道されるにつれて、義歎が無くなつたために食事に不自由している様子がテレビで放映され、道では現地（奥尻町）に派遣した職員に実態調査を行うよう指示するとともに、東日本学園大学（現北海道医療大学）からの協力申し出もあり、歯科診療班の派遣

について検討することとした。

調査の結果、奥尻町では、義歯の紛失により不自由な生活をしている人が多いことが判明したため、診療に必要な器材及び歯科診療車を所有し、歯科医療スタッフが整っている東日本学園大学に、印象採得、義歯製作にあたる歯科診療班として診療を依頼した。

#### ・診療活動状況

- 7月22日～23日 道の歯科医師1名、歯科衛生士2名、歯科診療車1台、東日本学園大学歯科診療班第1班10名が現地入り
- 23日～26日 第1班による診療（義歯の印象採得、歯科治療、顎模型作成）を実施  
この間24日には、東日本学園大学歯科診療車1台を搬入、2台体制で実施
- 26日 印象採得終了、顎模型を札幌に搬送、第1班（9名）、道3名帰札、道歯科診療車引き上げ
- 27日～8月1日 東日本学園大学歯科医師1名残留し、青苗診療所歯科医師とともに診療の継続  
東日本学園大学及び業者2社に依頼して義歯を製作
- 1日 東日本学園大学歯科医師1名帰札
- 2日 東日本学園大学歯科診療班第2班が、完成した義歯とともに現地入り、道から事務職員3名を現地に派遣
- 3日～5日 東日本学園大学歯科診療班第2班による診療（義歯の試適装着、調整、歯科治療）  
を実施
- 6日 東日本学園大学歯科診療班及び道の派遣職員帰札  
東日本学園大学歯科診療車引き上げ

#### ・歯科診療実績

	義歯製作	自己義歯調整	治療	計	診療スタッフ
第1班	53人	2人	9人	64人	東日本学園10人 道3人 計13人
第2班	93人	3人	15人	延べ111人	東日本学園11人 道3人 計14人
計	146人	5人	24人	延べ175人	東日本学園21人 道6人 計27人

## 4 農業対策

#### (1) 被害状況の把握

農政部では、地震による農業被害の実態を把握し、適切な対策を講じるため、8月10日、農業被害調査並びに制度資金需要額等調査を実施した。

#### (2) 営農技術対策

営農技術対策としては、地震発生後、直ちに、道の専門技術員を現地に派遣し、被害状況の把握と技術指導を行うとともに、7月14日に「北海道南西沖地震被害に対する技術対策」を策定し、これに基づき、担当専技室と農業改良普及所が連携して被災農家に対する営農指導を行った。

#### (3) 農地及び農業用施設の復旧

農地及び農業用施設の復旧については、早期復旧を図るため、道の担当者等38名（延べ466日）を現地に派遣し、被災状況の調査と復旧の応援活動を行うとともに、翌年の営農に支障を來す恐れのある農地及び農業用施設の復旧を優先的に実施した。

また、この度の地震では、災害復旧事業に該当しない小規模な農地及び農業用施設被害が相当数に及んだことから、これらの災害復旧を支援するため、道の単独事業として「農地等小災害復旧事業特

別対策事業」及び「農地災害復旧事業調査設計促進事業」を創設し、被害のあった19事業主体の復旧工事を支援した。

#### (4) 金融対策

金融対策としては、天災融資法の発動や償還猶予措置を国に要望するとともに、関係金融機関及び北農中央会に対し、経営資金等の円滑な融通と既貸付金の償還猶予等の措置を講じるよう依頼した。

#### (5) 共済金の早期支払い等

農業共済金の早期支払いについては、国に対し、農作物等の損害評価の早期認定と共済金の早期支払いを要望するとともに、関係農業共済組合及び北海道農業共済組合連合会に対し、適切な損害評価等について指導を行ったほか、収穫皆無耕地を対象とした共済金の仮渡しについて、早期に仮渡しが行われるよう指導を行った。

#### (6) 共同利用施設の復旧

農業協同組合が所有する共同利用施設の復旧については、国費事業である共同利用施設災害復旧対策事業の補助率（2/10）が2/3となるよう道費を上乗せし、希望のあった11農協の施設の復旧とともに、法人格を有しない営農集団が所有する共同利用施設の復旧についても、道単独の営農施設災害復旧特別対策事業を創設し対応した。

### 5 林業対策

林業関係の被害状況の調査は、地震の発生した翌日の7月13日から、民有林については支庁が、道有林については林務署（現「道有林管理センター」）がそれぞれ実施したが、各地で道路網が寸断されたため難航を極めた。特に、林業関係の被害の多くを占める山間部の林地崩壊や林道施設被害などの確認については、膨大な時間を要するものと考えられた。

このため、被害の状況を一刻も早く把握し、その対策を講じるために、7月15日、林野庁と道の合同で、林地の崩壊など治山関係の被害を中心に、ヘリコプターを利用した状況調査を実施した。

フェリーの運行が再開された7月19日からは、奥尻町の被害状況の調査を開始したが、奥尻島内の状況が確認されるにつれて、かつてない災害であることが明らかになり、最終的に、林業被害額で217億円に達し、このうち、林地の被害だけで200億円余りとなった。このため、7月26日から30日にかけて、農林水産省、北海道開発庁に対して、林業関係災害の早期復旧及び事業採択などについて要望した。

また、各地において詳細な調査が進むにつれ、上空からのヘリコプターによる概況把握では確認することができなかった地震灾害特有の山腹内の亀裂が明らかとなり、特に余震や大雨による落石や崖崩れなどの二次災害発生の危険性があった奥尻町奥尻地区、大成町太田地区、北檜山町太櫓地区、島牧村原歌地区などでは、地区住民への説明会を実施し、町村と連携をとって避難措置や警戒体制をとるとともに、崩壊した不安定土石の処理、地割れ箇所の防水シートによる被覆、警報機付伸縮計の設置など、応急対策を実施した。

そのほか、林道施設の被害においても、住民生活、公共施設及び農林業の生活活動に直接影響のある路線や通行止安全対策が必要な箇所については、林道の管理主体である関係市町村を指導し、応急工事等により通行の確保を図った。

一方、被害状況の把握と並行して、復旧計画も隨時検討され、治山関係及び林道施設の被害の本格的な復旧計画については、支庁間による応援体制が組まれ、その後、檜山支庁管内の治山関係被害の復旧に当たっては、職員4名の増員により対処している。

この結果、荒廃した林地の復旧については、災害関連緊急治山事業を8月9日に林野庁に申請し、8月12日に、34箇所45億130万円が認められるなど、地震発生後1箇月半にして工事が着手され、平成6年3月までに工事を終えている。また、治山及び林道の施設災害についても、8月下旬より災害査定が実施され、逐次工事に着手し、平成6年度までに工事を完了する予定である。

製材工場、合板工場などの林産施設被害については、奥尻町青苗地区で、津波により製材工場が全壊したのをはじめ、各地で被害が発生したが、災害復旧に要する資金の関連制度について、支庁から周知を図ったほか、8月23日から25日にかけては、操業の安全や製品の品質確保を図るため、被災工場の要望に応じて、林産試験場職員による機械設備の診断などの技術指導を、渡島支庁管内8工場において実施した。

また、大成町及び瀬棚町からは、津波で損壊した漁具保管用倉庫の復興のため、道有林材寄贈の要請があり、道としては、道有林が市町村財政に寄与する役割も担っていることから、函館道有林管理センターで生産されたトドマツ人工林材170m<sup>3</sup>の道有林材を提供し、復興に向けての支援を行った。

## 6 水産業対策

### 漁業振興対策

7月13日現地支庁に被害状況の情報収集を指示するとともに、連絡体制を組んで被害状況の把握に努めた。

7月14日から15日まで水産庁防災海岸課長外5名が檜山、渡島支庁管内を7月20日から22日まで水産庁防災課長外3名が後志、檜山支庁管内被災地の漁港や共同利用施設、漁船の被害状況を精力的に視察した。

また、8月16日には農林水産大臣が奥尻町を視察し、現地住民の今後の生活に対する不安の声を聞き復興にできる限りの支援を約束した。

7月28日には、水産部長が農林水産大臣、水産庁長官に

- ① 災害復興事業の財源措置
- ② 被災漁業者への天災融資法の適用、低利融資措置
- ③ 復旧再取得資金の確保、既借入金の償還猶予
- ④ 激甚災害法の適用と復旧の特別対策
- ⑤ 漁協への低利融資、既借入金の償還猶予

などを要望し、その後も機会のあるごとに要望を重ねた。

さらに被害を受けた地域経済の復興のため、漁業者、漁業施設、漁協などの再建対策と漁業生産の継続に必要な漁業振興策を推進するために水産部内に技監を座長とする南西沖地震対策プロジェクトが8月12日に設置され、水産經營課長を班長とするワーキンググループとともに具体的な漁業振興の方策について数回にわたって検討がなされた。

また、水産系統団体が組織する漁業系統地震災害対策本部（事務局指導漁連）が7月13日設置され被害状況や復興策について情報交換することとなった。

9月16日から17日まで奥尻漁協組合員に対し、今後の漁業就業に関する意向調査を実施した。何名かは離職を希望する者がいたものの大半は海への愛着が捨てがたく、復興への意欲を示した。



奥尻漁業協同組合荷捌所

## 具体的な措置内容

### (1) 漁船保険及び漁業共済の支払い

道南、南後志、小樽湾漁船保険組合に対し、漁船保険金の早期支払いを要請し、全損漁船及び分損漁船の保険料は3漁船保険組合で全損441隻、7億2千万、分損は494隻、3億9千6百万円の支払いがあった。共済金は全道で1322件、6億4百万円の給付があった。

### (2) 制度資金の確保

被災漁業者の漁具等の再取得及び漁業経営の安定に要する資金の天災融資法の発動が9月10日に施行された。また、信漁連、農林漁業金融公庫などとの協議により借入金の償還猶予や事業資金の確保、限度額の拡大、利子負担の軽減を図った。

### (3) 漁船の代替取得

9月10日、5トン未満の漁船について漁協が一括取得し、漁業者に共同利用させる「共同利用小型漁船建造事業」が施行された。

### (4) 共同利用施設

8月23～27日、9月28日～10月1日にかけて、被災地の共同利用施設の災害査定を実施し、補助事業による災害復旧を図った。

### (5) 沿岸漁業構造改善事業

緊急に整備が必要な奥尻漁協の次の共同利用施設について、国費、道費で全額補助することとした。

- ・水産物鮮度保持施設
- ・出荷資材保管施設
- ・漁船保全修理施設

### (6) 漁港関係施設

4支庁で52漁港、15海岸漁港があり、80億5千4百万円の被害査定を受けて、早期に復旧する必要があるものから順次工事を実施した。

## 7 商工労働対策

### (1) 商工労働観光班の活動状況

災害対策本部の設置を受け、関係支庁商工労働観光課、商工会連合会等と連携を図り、商工被害等の把握及び情報収集に努めるとともに、災害対策実施要領に基づき、被害状況を調査し、復旧に努めた。

激甚災害指定に係る事務手続に基づき、災害救助法の適用を受けた5町村（奥尻町、大成町、瀬棚町、北檜山町、島牧村）の町村別中小企業所得推定額を算出し、北海道通産局に報告した。

道通産局が中小企業関係における局地激甚災害に該当するものと判断した奥尻町、島牧村について、中小企業庁被害状況調査要領に基づき、道通産局と現地実態調査（7/22～7/23）を行い、国（中小企業庁）に報告した。

奥尻町、島牧村については、中小企業関係における局地激甚災害の適用措置となった。

（政令公布施行：H5・8・25、適用期間～H6・1・31その後奥尻町はH8・1・31まで、島牧村はH7・1・31までそれぞれ延長措置となる。）

商工業における災害復興対策を推進するため、9月10日、部内に「商工労働観光部南西沖地震災害復興推進連絡会議」を設置した。

### (2) 中小企業対策等

・被災中小企業者の災害復旧と経営の安定を図るため、中小企業振興資金融資制度の「災害資金」を7月13日災害救助法適用地域に、7月22日商工被害発生市町村に対して適用し、特に被害の大きい中小企業者に対しては、特例比率を適用することとした。

また、特に被害の甚大であった奥尻町については、融資期間、措置期間をそれぞれ延長措置した。

- ・国に対して、政府系金融機関の「災害復旧貸付」の被災地域全域への適用や既往貸付金の償還猶予措置等について要請した。(7/27～28日)
- ・渡島、檜山及び後志支庁管内1市6町村において「災害資金」の適用促進に関する現地指導や地元金融機関への要請を行った。
- ・市中金融機関に対する道「災害資金」の取扱促進への協力について、政府系中小企業金融機関に対しては、災害貸付の取扱促進等について、北海道信用保証協会に対しては信用保証の取扱促進についていずれも文書で要請した。(7/23日)
- ・奥尻商工会が実施する災害資金（設備資金）借入者について、3年間無利子となるよう利子補給の助成措置を講じたほか、被災中小企業者の道制度資金の債務返済に係る負担軽減を図るため、奥尻町、島牧村について、道制度資金の既往貸付金の1年以内の償還猶予措置を講じた。
- ・局地激甚災害の適用期間の延長や政府系金融機関の「災害復旧貸付」の取扱期間の延長を国に対して要請した。(平成5年12月20日)
- ・中小企業関係における局地激甚災害の適用を受けた奥尻町、島牧村について、「災害資金」の取扱期間を平成7年1月31日まで延長した。
- ・奥尻町に限り、局地激甚災害の適用期間の延長や政府系金融機関の「災害復旧貸付」の取扱期間の延長を国に対して要請した。(平成6年11月24日)
- ・奥尻町については、「災害資金」の取扱期間を平成8年1月31日まで延長した。
- ・被害の大きい地域の被災中小企業者の経営と雇用の安定を図るため、奥尻町など、5市町村において「中小企業経営・労働相談」を実施。(8/5～8/12日)

特に、相談件数の多かった奥尻町については、9月8日再度実施した。

- ・損壊した奥尻商工会館については、商工会連合会に対して、商工会の運営に支障のないように要請。
- 4定補正において予算措置し、商工会館の再建建設費の一部を助成した。

### (3) 労働対策

- ・奥尻町内の10事業所に対して、雇用動向の聴き取り調査及び雇用保険制度の説明を実施した。(7/23日)
- ・被災求職者、被災事業主等に対する総合的な相談援助を行うため、災害救助法適用地域の各職業安定所に雇用相談コーナーを開設した。
- ・国に対して、奥尻町の緊急雇用安定地域への指定等、雇用の安定対策について要請した。(7/27～28日)
- ・被災者の雇用の安定と被災事業主の事業の早期再開のため、奥尻町に臨時職業相談所を開設した。  
(開設期間：8/25～11月)
- ・職業相談体制を強化するため、江差公共職業安定所、奥尻臨時相談所に、それぞれ相談員を1名配置した。(配置期間：8～1月)
- ・国に要請していた「雇用調整助成金」及び「特定求職者雇用開発助成金」の特例措置について適用となった。(9/10公布施行)
- ・その他、職業訓練関係として、委託訓練等の定員枠の確保及び特別コースの設定等について国に要請した。(7/27～28日)

### 8 土木対策

土木班の活動としては、地震発生後、直ちに職員を召集し、函館、小樽及び室蘭土木現業所や港湾管理者である奥尻町、江差町、瀬棚町、函館市等と連絡を密にして交通不能箇所の調査や河川、港湾等の土木施設の被害や津波被害の状況等の情報収集にあたった。

翌13日には、先の釧路沖地震の災害復旧対策等を参考に、応急対策及び早急な災害調査等の対応について検討し、各土木現業所と調整を図った。

今回の地震では、大津波による被害が甚大なことから、被災海岸の航空写真の撮影や津波の痕跡調査を早期に行うよう指導するとともに、国土地理院や気象庁などの関係機関と連携を図りながら情報収集に努めた。

また、津波による被害が大きかった奥尻町、大成町及び北檜山町などに各課の担当職員を派遣し、被害状況の調査を行ったほか、津波痕跡調査班と調査方法及び調査範囲等について打ち合わせを行った。

奥尻空港では、滑走路や進入角指示灯が被災を受けたが、滑走路を復旧するために必要なアスファルト合材が、島内のアスファルトプラントの被災により確保できないため、フェリー航路の再開後、直ちに本土より輸送し復旧にあたった結果、17日には滑走路の運用を再開し、進入角指示灯についても27日に運用停止を解除した。

河川関係では、堤防の陥没や亀裂が大規模であり、仮締切方法など復旧工法について技術的な問題も多かったが、秋の大霖による出水期を控えていることから、早急な復旧に努めた。

また、今回の地震で大きな被害を受けた海岸は、所管が建設省、運輸省、農林水産省（構造改善局及び水産庁）に分れており、北海道の所管も土木部、農政部及び水産部と異なっていることから、関係部門で調整を図り、学識経験者を入れた一元的な津波対策を行うことを申し合わせた。そして8月17日に、地震による津波に関する専門的・技術的な調査、検討をすること目的とした「北海道南西沖地震津波対策検討委員会」を設置し、事務局の事務を土木部砂防災害課が所掌した。

委員には、学識経験者として、北海道大学、室蘭工業大学及び北海道東海大学から海洋の専門家を、行政側からは、建設省土木研究所海岸研究室長、運輸省港湾技術研究所海洋エネルギー利用研究室長、農林水産省構造改善局農業工学研究所水工部長及び同水産庁水産工学研究所港湾水理研究室長、北海道開発局開発土木研究所港湾研究室長に就任をお願いした。

第1回の委員会は8月30日に開催し、津波の波高・遡上高や、海岸施設の復旧等の今後の対策について検討した。

第2回の委員会は10月1日に開催し、詳細な観測データ等を基に前回の議題を再検討し、海岸施設の復旧対策の方向を策定した。

土木部としては、第2回の委員会の結果に基づき、10月末日までに「北海道南西沖地震復興対策室」と調整を図り、関係町村と海岸施設等の対策について協議を行った。最終委員会は、報告書の完成を待って3月30日に開催した。

なお、災害査定については、通常の地震災害については、9月6日の第4次査定から第6次査定まで3回延べ15日間にわたり行われ、津波関連については、11月24日より第7次及び第8次の2回、延べ8日間にわたり実施された。

## 9 文教対策

(1) 7月13日、教育庁内に北海道南西沖地震対策本部教育対策本部を設置し被害状況の把握や応急措置の検討にあたった。

特に、被害の大きかった奥尻町に職員を派遣し、支援を行ったことは災害対策にあたって極めて効果的であった。

### (奥尻町への職員の派遣等)

7月14日～7月24日 本庁職員の派遣（8名）

9月1日～9月3日 檜山教育局職員の派遣（2名）

9月6日～9月22日 檜山教育局職員の派遣（5名）

9月27日～10月13日 檜山教育局職員の派遣（7名）

被災した児童・生徒の安全対策等について指導とともに、災害復旧にむけて被害状況の把握と災害報告書の取りまとめを行い、災害復旧国庫負担（補助）事業計画書を文部省に提出した。

これを受けて文部省・大蔵省の現地調査による査定が、9月27日・10月12日に行われ申請どおり措置された。

市町村立学校等の復旧については、奥尻町の一部を除き平成6年3月31日復旧を完了した。最も被害が大きかった青苗小学校の復旧については、平成7年3月25日に完了することになっている。

道立学校施設等については、被害状況の把握を行い、被害の大きい学校には職員を派遣し、学校運営上支障のないよう応急措置をした。

#### (職員の派遣等)

7月30日～11月6日 本庁職員の派遣（17名）

道立学校施設等の復旧については、平成6年3月24日復旧を完了した。

学校給食施設等の復旧については、市町村立学校の学校給食が円滑に行われるよう指導するとともに、被害状況の把握を行い災害復旧国庫負担（補助）事業計画書を文部省に提出した。

市町村立学校施設と合わせて文部省・大蔵省の現地調査による査定が行われ申請どおり措置された。

学校給食施設の復旧については、9月30日復旧を完了した。

被災により就学困難となった要保護及び準要保護児童生徒に対する援助については、5町村195名の児童・生徒に対し就学援助措置がされた。

被災により入園料、保育料の減免対象となる幼稚園の就園奨励措置については、1町19名の保護者に対し減免措置がされた。

道立高等学校生徒の授業料の免除等については、73名に対し免除措置をした。

公立高等学校生徒学資金の貸付については、20名に対し貸付措置をした。

日本育英会奨学金の貸付けについては、42名に対し貸付措置がされた。

社会教育施設等の復旧については、被害状況等の調査を行い国に対し財源措置を要望した。

文化財の復旧については、市町村等の所有者に対し安全確保のための応急措置等の指導をした。

7月20日教育長が文部省に対し、災害復旧に係る財政支援について要望した。

#### (2) 被災私立学校生徒に対する援助対策

今般の地震は、奥尻島を中心として私立学校生徒を持つ家庭に大きな経済的被害をもたらした。

地震発生後、ただちに各学校を通じ、生徒の家庭の被害状況を含め情報の収集に当たったが、その後被害の実態が明らかになるにつれて、被害の程度が大きく修学の継続が疑問視される生徒が多くしてきた。

このため、道では、被災家庭の経済的負担を軽減し生徒が引き続き通学できるよう、授業料を軽減するとともに奨学金の貸付けを行うため、第2回北海道議会臨時会において必要な補正措置を行った。

### 10 財政対策

#### (1) 道財政

##### 道税の減免措置等

① 被災納税者に対する道税の減免措置等について平成5年7月14日に各支庁に通達

② 被災納税者に対する道税の申告等の期限延長に係る地域の指定について平成5年7月22日に告示

③ 被災納税者に対する道税の減免措置、申告等の期限延長について広報の実施

#### (2) 職員派遣

奥尻町から災害復興を図るため道職員の派遣要請があり、地方自治法第252条の17の規定に基づき職員の派遣を行った。

- ・派遣期間 H5.10. 1～H7. 3.31 派遣人数1名
- ・派遣期間 H6. 4. 1～H8. 3.31 派遣人数3名

### (3) 被災市町村に対する財政措置等

災害復旧、応急事業等の資金需要に対して低利資金を確保するため、北海道備荒資金組合資金等の効果的活用を図るとともに、国に対し地方債について低利資金の充当などを要望した。

また、災害救助法適用市町村に対して普通交付税9月分の繰上げ交付（7月23日）を実施した。

大成町（374百万円） 奥尻町（535百万円）

瀬棚町（590百万円） 北檜山町（660百万円）

島牧村（370百万円）

さらに、公共施設被害の著しい町村に対して普通交付税9月分の繰上げ交付（8月16日）を実施した。

上磯町（371百万円） 森町（366百万円）

長万部町（341百万円） 江差町（300百万円）

乙部町（240百万円） 今金町（348百万円）

寿都町（188百万円） 黒松内町（249百万円）

洞爺村（159百万円）

一方、被災納税者を救済するため、市町村税の減免等が適切に措置されるよう、市町村に制度の周知を図った。

### 11 災害警備対策

北海道警察では、7月12日の地震発生後直ちに、警察本部、各方面本部及び沿岸管轄37警察署に警察本部長、各方面本部長、関係警察署長を長とする「南西沖地震災害警備本部」を設置して指揮体制を確立するとともに、奥尻島へは警察本部、各方面本部から応援派遣したほか、

- ・警視庁水難救助隊及び同庁水難救助車6台
- ・警視庁航空隊及び同庁大型ヘリコプター2機
- ・大阪府警航空隊及び同府警大型ヘリコプター1機
- ・近畿管区通信部・静岡県警通信部及び通信衛星車3台

の受援を含み最大時全道で1日約2,000名の警備体制により

- ・沿岸警察署における被害調査、漂流行方不明者等の捜索、交通障害箇所に対する規制・誘導活動
- ・江差、北檜山、寿都など死者、行方不明者、負傷者等大きな被害の発生した警察署においては、死者の収容、検視、引渡し、行方不明者の捜索、地域防犯対策等の警察活動を行った。

なお、最大の被害が発生した奥尻島に対しては、江差警察署長を長とする現地指揮所を設置するとともに、被害調査、行方不明者捜索、検視、遺族対策、交通対策、地域対策の各隊のほか、広報、通信、装備、宿舎補給の支援部隊を派遣し、

- ・道警ヘリによる負傷者の救護及び病院等への収容
- ・死者、行方不明者の陸海空からの捜索
- ・機動隊、警備隊、検視班による遺体の収容と検視
- ・遺族に対する遺体の引渡し
- ・行方不明相談所開設による相談の受付
- ・身許不明遺体安置所の設置と広報等による身許の割り出し
- ・奥尻駐在所等に運転免許事務の臨時窓口を設置し便宜を供与
- ・婦人警察官を含めた移動交番車の投入による困り事相談の受付等の警察活動を行った。

また、警察本部では、自治体等防災関係機関との緊密な連携を図るため、北海道災害対策本部の事務

局である北海道総務部防災消防課に連絡官を派遣して、道及び自衛隊（陸上・海上・航空）、海上保安本部、消防等の防災関係機関との連絡・調整に当たった。

今回の地震は、北海道警察史上かつてない大規模の災害警備となったが、道警察の組織の総力をあげた対応と防災関係機関との緊密な連携のもと、多くの困難を克服しながら迅速、的確な災害警備活動を展開し、所期の目的を達することができた。

## 平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害対策措置状況

平成6年6月10日現在

項目	措置状況
1 災害対策	
(1) 災害対策連絡本部の設置	7月12日22時30分、道に「北海道災害対策連絡本部」、空知、上川を除く12支庁及び東京事務所に「地方連絡本部」を設置
(2) 災害対策本部の設置	7月13日7時00分、道に「北海道南西沖地震災害対策本部」、渡島、檜山、後志、宗谷、胆振の5支庁及び東京事務所に「災害対策地方本部」を設置 7月15日16時00分、奥尻町に「災害対策檜山地方本部奥尻対策部」を設置
(3) 自衛隊災害派遣	<航空自衛隊> 7/12 22:35~8/12 8:00 (檜山支庁) 搜索救助、被害復旧、応急医療、救護活動、人員及び物資の緊急輸送 (奥尻町及び北海道西海岸) <陸上自衛隊> 7/13 0:18~7/31 7:00 (檜山支庁) 給水、人命救助、救護、緊急患者輸送、島内における行方不明者捜索、緊急物資輸送、防疫 (奥尻町及び大成町) 7/13 1:15~7/19 17:00 (渡島支庁) 給水活動 (長万部町) 7/13 2:00~7/15 8:00 (後志支庁) 給水支援 (島牧村) <海上自衛隊> 7/13 4:45~8/10 8:00 (檜山支庁) 人員、物資の輸送及び警戒 (奥尻町及び奥尻島近海)
(4) 災害対策本部の対応	1 災害対策本部員会議等の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部員会議 (7/13・15・23 8/3)</li> <li>・災害対策本部連絡員会議 (7/14・16・19・23・27 8/11 9/9)</li> <li>・南西沖地震災害対策にかかる各部次長会議 (8/9) 南西沖地震災害復興対策推進委員会の設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり対策プロジェクトチーム</li> <li>・水産業振興対策プロジェクトチーム</li> <li>・生活支援対策プロジェクトチーム</li> </ul> </li> <li>・北海道防災会議幹事会 (8/12)</li> </ul> 2 北海道南西沖地震災害復興対策室の設置 (専任11、兼任3) (8/20)
	3 国に対する要望 <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事 (7/28~30) (8/23~25)</li> <li>・北海道南西沖地震被害に関する緊急要望 北海道東北自治協議会 (7/20) 全国知事会 (7/22)</li> </ul> 4 被災地視察 <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事 (7/13~14) 奥尻町 (14日→首相、政府調査団に同行…奥尻町、大成町、瀬棚町) (7/19) 奥尻町 (7/26~27) 島牧村、北檜山町 (天皇陛下随行…奥尻町、瀬棚町) (8/28) 奥尻町</li> <li>・松田副知事 (7/14~15) 島牧村、寿都町、神恵内村、泊村</li> <li>・鈴木副知事 (7/15) 北檜山町太櫓地区、江差町</li> <li>・堀 副知事 (9/6) 島牧村、瀬棚町、北檜山町、大成町</li> <li>・道議会総務委員会正副委員長 (7/16) 奥尻町、大成町、瀬棚町</li> </ul>

項目	措置状況																												
(5) 職員の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>道議会南西沖地震災害対策各常任委員会合同現地調査 (8/4~5)           <ul style="list-style-type: none"> <li>議長、常任委員会代表各1名 計9名 奥尻町、大成町、北檜山町、瀬棚町、島牧村…総務部次長同行</li> <li>天皇皇后両陛下 (7/27) 奥尻町、瀬棚町…知事、総務部長</li> <li>宮沢内閣総理大臣 (7/14) 奥尻町…知事同行</li> <li>政府調査団 (7/13~14) 奥尻町、瀬棚町、大成町…知事同行 井上国土庁長官を団長とする12省庁25名 (国土庁 警察庁 北海道開発庁 科学技術庁 厚生省 農林水産省 通商産業省 運輸省 気象庁 建設省 自治省 消防庁)</li> <li>北修二北海道開発庁長官 (7/13~14) 函館市、奥尻町、大成町、北檜山町、瀬棚町、今金町、長万部町</li> <li>消防庁長官 (7/20~21) 奥尻町…総務部次長同行</li> <li>建設省土木研究所日米調査団 (7/20~23) 奥尻町、瀬棚町、長万部町</li> <li>越智運輸大臣 (7/21) 奥尻町</li> <li>参議院議員団 (7/22~23) …松田副知事、総務部次長同行 奥尻町、大成町、北檜山町、瀬棚町、長万部町</li> <li>国土庁地方振興局長 (7/30~31) 奥尻町、大成町、瀬棚町</li> <li>畠農林水産大臣 (8/16) 奥尻町…松田副知事、檜山支庁長同行</li> <li>上原国土庁長官 (8/17~18) 奥尻町、北檜山町、大成町 …松田副知事、檜山支庁長、総務部次長同行</li> <li>衆議院災害対策特別委員会 (9/2~3) (委員長 池端清一) 森町、長万部町、瀬棚町、北檜山町、大成町、奥尻町、上磯町</li> </ul> </li> <li>5 道議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>平成5年第1回北海道議会臨時会 (8/4)</li> <li>平成5年第2回北海道議会臨時会 (8/20)</li> </ul> </li> <li>6 道職員による救援物資仕分け作業 (8/5~9/13)</li> </ul> <p>1 奥尻町から北海道南西沖地震災害復興を図るため、道職員の派遣要請があり、地方自治法第252条の17の規定に基づき職員の派遣を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣期間 5.10/1~7.3/31 派遣人数 1名</li> <li>派遣先の職 奥尻町災害対策復興対策室長</li> <li>派遣期間 6.4/1~8.3/31 派遣人数 3名</li> <li>派遣先の職 奥尻町災害復興対策室用地課長、用地課用地第1係長、調整課積算係長</li> </ul>																												
2 生活福祉対策 (1) 災害救助法に基づく救助の実施	<p>1 法適用区域 7月13日 奥尻町 (0:30) 大成町 (6:00) 瀬棚町 (10:00) 島牧村 (10:00) 北檜山町 (15:00)</p> <p>2 避難所の設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町 村</th><th>期 間 (日数)</th><th>箇所数</th><th>延べ人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奥 尻 町</td><td>7/13~8/28 (47日間)</td><td>17か所</td><td>22,367人</td></tr> <tr> <td>大 成 町</td><td>7/13~8/ 8 (27日間)</td><td>10か所</td><td>3,129人</td></tr> <tr> <td>瀬 棚 町</td><td>7/13~7/14 (2日間)</td><td>6か所</td><td>1,082人</td></tr> <tr> <td>北 檜 山 町</td><td>7/13~9/ 3 (53日間)</td><td>7か所</td><td>2,698人</td></tr> <tr> <td>島 牧 村</td><td>7/13~8/13 (32日間)</td><td>10か所</td><td>2,764人</td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td>50か所</td><td>32,040人</td></tr> </tbody> </table>	町 村	期 間 (日数)	箇所数	延べ人数	奥 尻 町	7/13~8/28 (47日間)	17か所	22,367人	大 成 町	7/13~8/ 8 (27日間)	10か所	3,129人	瀬 棚 町	7/13~7/14 (2日間)	6か所	1,082人	北 檜 山 町	7/13~9/ 3 (53日間)	7か所	2,698人	島 牧 村	7/13~8/13 (32日間)	10か所	2,764人	計		50か所	32,040人
町 村	期 間 (日数)	箇所数	延べ人数																										
奥 尻 町	7/13~8/28 (47日間)	17か所	22,367人																										
大 成 町	7/13~8/ 8 (27日間)	10か所	3,129人																										
瀬 棚 町	7/13~7/14 (2日間)	6か所	1,082人																										
北 檜 山 町	7/13~9/ 3 (53日間)	7か所	2,698人																										
島 牧 村	7/13~8/13 (32日間)	10か所	2,764人																										
計		50か所	32,040人																										

項目	措置状況																																												
	3 応急仮設住宅の設置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">奥尻町</td> <td style="padding: 2px;">330戸</td> <td style="padding: 2px;">7/18 着工 (100戸)</td> <td style="padding: 2px;">7/28 完成・入居</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 2px;">7/25 着工 (100戸)</td> <td style="padding: 2px;">8/ 9 完成・入居</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 2px;">7/30 着工 (100戸)</td> <td style="padding: 2px;">8/14 完成・入居</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 2px;">8/17 着工 (30戸)</td> <td style="padding: 2px;">8/27 完成・入居</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">大成町</td> <td style="padding: 2px;">23戸</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">7/28 着工</td> <td style="padding: 2px;">8/ 8 完成・入居</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">瀬棚町</td> <td style="padding: 2px;">14戸</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">7/24 着工</td> <td style="padding: 2px;">8/ 3 完成・入居</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">島牧村</td> <td style="padding: 2px;">6戸</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">7/30 着工</td> <td style="padding: 2px;">8/10 完成・入居</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">北檜山町</td> <td style="padding: 2px;">35戸</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">8/21 着工</td> <td style="padding: 2px;">9/ 3 完成・入居</td> </tr> </table>					奥尻町	330戸	7/18 着工 (100戸)	7/28 完成・入居				7/25 着工 (100戸)	8/ 9 完成・入居				7/30 着工 (100戸)	8/14 完成・入居				8/17 着工 (30戸)	8/27 完成・入居		大成町	23戸		7/28 着工	8/ 8 完成・入居	瀬棚町	14戸		7/24 着工	8/ 3 完成・入居	島牧村	6戸		7/30 着工	8/10 完成・入居	北檜山町	35戸		8/21 着工	9/ 3 完成・入居
奥尻町	330戸	7/18 着工 (100戸)	7/28 完成・入居																																										
		7/25 着工 (100戸)	8/ 9 完成・入居																																										
		7/30 着工 (100戸)	8/14 完成・入居																																										
		8/17 着工 (30戸)	8/27 完成・入居																																										
大成町	23戸		7/28 着工	8/ 8 完成・入居																																									
瀬棚町	14戸		7/24 着工	8/ 3 完成・入居																																									
島牧村	6戸		7/30 着工	8/10 完成・入居																																									
北檜山町	35戸		8/21 着工	9/ 3 完成・入居																																									
	4 炊き出し、飲料水の供給 5 被服、寝具その他生活必需品等の給与 6 医療（救護班の派遣）など																																												
(2) 災害弔慰金等の支給	1 制度の周知と円滑な運用について指導 (7/20通知) 2 災害弔慰金の支給状況 支給 219件																																												
(3) 災害援護資金の貸付	1 制度の周知と円滑な運用について指導 (7/20通知) 2 貸付状況 申請 213件 決定 213件																																												
(4) 社会福祉施設の復旧	1 被害状況の把握 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">施設種別</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">被災施設数</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">被害額 (千円)</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">老人福祉施設</td> <td style="padding: 2px;">6</td> <td style="padding: 2px;">10,480</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">児童福祉施設</td> <td style="padding: 2px;">19</td> <td style="padding: 2px;">216,160</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他の</td> <td style="padding: 2px;">23</td> <td style="padding: 2px;">244,680</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">計</td> <td style="padding: 2px;">48</td> <td style="padding: 2px;">471,320</td> </tr> </table> 2 復旧の状況 被災施設のうち7件は国庫補助事業、2件は民間補助事業で復旧済み					施設種別	被災施設数	被害額 (千円)	老人福祉施設	6	10,480	児童福祉施設	19	216,160	その他の	23	244,680	計	48	471,320																									
施設種別	被災施設数	被害額 (千円)																																											
老人福祉施設	6	10,480																																											
児童福祉施設	19	216,160																																											
その他の	23	244,680																																											
計	48	471,320																																											
(5) 国民健康保険料(税)等の減免など	1 国民健康保険 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料(税)の減免の適切な取扱について指導 (7/20通知)</li> <li>・一部負担金の減免等の適正な取扱について指導 (8/ 6通知) (減免等の状況)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料(税) 申請 770件 減免決定 663件</li> <li>・一部負担金 申請 459件 減免件数 459件</li> </ul> </li> </ul> 2 国民年金 保険料免除申請等の取扱について、全道社会保険事務所長会議で指示 (7/19) 同文書通知 (7/20) (免除の状況) <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請 234件 免除承認 234件</li> </ul> 3 健康保険、厚生年金保険及び船員保険 保険料納付猶予等の取扱について全道社会保険事務所所長会議で指示 (7/19) 同文書通知 (7/20) (納付猶予の状況) <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請 8件 猶予承認 8件</li> </ul> 4 社会福祉施設措置費徴収金 減額措置について指導 (7/20通知) (減額措置の状況) <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請 4件 減額措置 4件</li> </ul>																																												

項目	措置状況
	<p>5 児童扶養手当及び特別児童扶養手当 適切な相談等の実施について指導 (7/20通知) (支給状況) 申請なし</p>
(6) 生活保護法による 援護	<p>1 被保護世帯の被災状況の把握及び相談活動の強化について指導 (7/13 7/20通知) (生活保護の状況) ・申請 6 件 生活保護開始 2 件</p>
(7) 各種福祉資金の貸付	<p>1 生活福祉資金 (実施主体 北海道社会福祉協議会) 制度の活用、市町村社会福祉協議会の指導について通知 (7/20) (貸付状況) ・申請330件 決定330件</p> <p>2 母子(寡婦) 福祉資金、遺児福祉修学資金 貸付、支払猶予等の相談、適正な実施について指導 (7/14 7/20通知) (支払猶予の状況) ・母子福祉資金 支払猶予申請 3 件 支払猶予決定 3 件</p>
(8) 冬季生活支援特別 対策事業の実施	<p>1 被災世帯の冬季間の生活安定のため暖房用灯油の購入費に対する助成を実施 (10/19 要綱通知) (助成状況) ・対象:全壊世帯 ・世帯数:411世帯 (災害救助法適用5町村)</p>
(9) 生活必需物資等の 需給及び価格動向調査	<p>1 生活必需物資等の出回り状況及び価格動向の調査・監視を行うよう通知 (7/14) 2 7月から12月まで出回り状況及び価格動向について調査・監視を行った結果、問題となる品目はなく調査・監視終了。</p>
(10) 職員の派遣	<p>1 被害が甚大であった奥尻町における、応急仮設住宅の対象世帯の調査など災害救助法による応急救助に関する事務、災害弔慰金の支給等に関する事務、被災住民への各種生活相談の実施などを支援するため、檜山支庁社会福祉課と連携し、職員を派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次 7/15~7/22 26名</li> <li>・第2次 7/21~7/29 18名</li> <li>・第3次 7/27~8/4 8名</li> <li>・第4次 8/2~8/10 4名</li> <li>・第5次 8/8~8/16 5名</li> <li>・第6次 8/14~8/22 4名</li> <li>・第7次 8/20~8/28 4名</li> <li>・第8次 8/26~9/3 4名</li> <li>・第9次 9/1~9/9 6名</li> <li>・第10次 9/7~9/15 9名</li> </ul> <p>計 88名</p>
3 住宅都市対策 (1) 一般住宅の復旧対策等	<p>1 住宅金融公庫災害復興住宅資金貸付制度の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公庫道支店に対する要請、協議 (7/13)</li> <li>・公庫総裁、建設省への要請行動 (7/13)</li> <li>・適用の発表 (7/15)、受付開始 (7/16)、(適用範囲:全道)</li> </ul>

項目	措置状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会の実施（島牧村 7/27 函館市 8/9 大成町 8/19 濑棚町・北檜山町 8/19 奥尻町 10/19~20）</li> <li>・利 率：3.85%（4/22からの適用利率）</li> <li>・償還措置：3年間可</li> <li>・限度額（木造住宅の場合）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築の場合 1,000万円まで</li> <li>・購入（新築）の場合 1,670万円まで</li> <li>・修繕の場合 540万円まで</li> </ul> </li> <li>・収入月額：返済月額の4倍</li> </ul> <p>2 災害住宅復興に係る北海道持家建設資金及び北方型住宅建設資金の要綱改正 (災害復興特例 8/16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会の実施（災害復興特例 8/16）</li> <li>・利 率：3.85%（5/2からの適用利率）</li> <li>・返済期間：25年以内</li> <li>・償還措置：5年間</li> </ul> <p>3 奥尻町災害復興住宅利子補給費補助制度の創設 ※「利子補給費補助制度」（災害復興住宅資金、北海道持家建設資金の支払利子に対する3年間の利子補給）</p> <p>4 建築確認及び仮設建築物建築許可申請手数料の免除</p> <p>5 住宅被災者の公営住宅への特定入居等の指導</p>
(2) 公営住宅の復旧	<p>1 被害状況の調査と復旧指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術職員派遣による現地調査、復旧指導の実施</li> <li>・災害査定終了（11/29~12/1 長万部町、知内町、大成町、島牧村）</li> </ul> <p>2 災害公営住宅の建設</p> <p>(1) 奥尻町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査、建設計画の立案、町との協議</li> <li>・災害査定（滅失査定：滅失した住宅戸数の査定）</li> <li>・災害公営住宅の建設 道営52戸</li> </ul> <p>(2) 他の災害救助法適用町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導、要望とりまとめ</li> <li>・災害査定（滅失査定：滅失した住宅戸数の査定）</li> <li>・災害公営住宅の建設 市町村営 大成町4戸、島牧村6戸</li> </ul>
(3) 「応急仮設住宅」の建設	1 建設資材の搬入と早期建設（奥尻町） ・技術職員派遣による現地調査と建設指導
(4) 都市施設の復旧	1 下水道、都市公園について被害箇所の調査、応急措置の実施 ・下水道管渠のTVカメラによる調査等 ・災害査定 9/27~10/1（被災箇所すべて終了）
(5) 奥尻町青苗地区復興計画の検討	<p>1 部内プロジェクトチームなどによる検討結果をまちづくり対策プロジェクトへ引き継ぎ</p> <p>2 「まちづくり対策プロジェクトチーム」・「南西沖地震災害復興対策室」との連携</p>
4 衛生対策 (1) 防疫	<p>1 消毒方法の施行</p> <p>消毒方法は、災害時に第一にとりあげるべき作業であり、伝染病予防法第16条に基づき次の5町村に対し消毒法の施行を指示し、各町村において消毒を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒方法施行指示町村（奥尻町 島牧村 大成町 北檜山町）</li> </ul>

項目	措置状況
(2) 給水	<p>2 検病調査          伝染病の発生を防止するため、避難所の住民に対し「伝染病予防啓発リーフレット等」を配布し、伝染病予防に対する注意を喚起するとともに集団避難所における検病調査を実施した。          なお、被災地において伝染病は発生しなかった。</p> <p>3 衛生管理          炊き出し、その他集団給食を供給する調理所の衛生管理を十分に行うよう指導した。</p> <p>1 水道施設の被害状況          ・被害発生：32市町村 56施設（国の施設を除く）          ・断水発生：22町村 41水道          ・断水戸数：約17,900戸          ・被災箇所：約1,030箇所          ・被災内容：ほとんどが給・排水管の破損で、他に取水施設1、浄水施設1、その他原水に水質悪化（濁り）が生じた。</p> <p>2 これまでの措置状況          ・復旧市町村数 32 復旧施設数 56          ・断水解消町村数 22 断水解消数 41          ・断水解消戸数：17,900戸（断水解消率 約100%）          （ただし、奥尻町青苗地区の焼失・流失戸数を除き推定した）</p>
(3) 廃棄物処理施設	<p>1 被害状況          3町4組合12施設（し尿処理施設 5、ごみ処理施設 5、埋立処分施設 1、生活排水処理施設 1）</p> <p>2 これまでの措置状況          本復旧は、平成5年度に終了</p> <p>3 被害に伴う廃棄物処理          ・地震、津波の被害による倒壊家屋等の回収作業及び焼却処理、埋立処分終了          ・対象町村等（2町村1組合）          ・奥尻町          ・島牧村          ・北部檜山衛生センター組合（大成町、瀬棚町、北檜山町、今金町）</p>
(4) 医療施設	<p>1 医療施設の被害調査          ・被災医療施設数（ただし、国立9施設を除く）          25市町村 51施設（公立25 個人26）          このうち診療への影響が生じたのが2診療所          奥尻町国民健康保険青苗診療所…全焼          ↘10/1から診療開始（仮設）          奥尻町国民健康保険青苗歯科診療所…内部破損          ↘応急復旧により8/2から診療開始</p>
(5) 救護班の派遣	<p>奥尻町においては、地震、大津波、火災により住民に多数の死傷者が生じたため、医療を確保するため次の対策を行った。</p> <p>1 現地の医療機関の状況          ・奥尻町国民健康保険病院（奥尻地区）においては、次の診療体制により対応した。          医師2名（7/16～21 医師3名） 歯科医師1名 看護婦18名</p> <p>2 救護班の派遣状況（奥尻町）          &lt;日本赤十字社北海道支部救護班&gt;</p>

項目	措置状況
	(災害救助法第32条の規定による委託により派遣) <p>7/13~14 医師3 看護婦3 他2 7/15~24 医師2 看護婦3 他2 (7/19~25 看護婦3を奥尻国保病院に別途派遣) 7/25~30 医師1 看護婦3 他1 7/31~8/9 医師1 看護婦2 他1</p>
	<自衛隊> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上自衛隊               <p>7/13~14 医師7 看護婦（士）23 薬剤師1 7/15~16 医師4 看護婦（士）18 7/17 医師2 看護婦（士）10 7/18~21 医師2 看護婦（士）8 7/22 医師3 看護婦（士）5 7/23~25 医師2 看護婦（士）5 7/26~28 医師1 看護婦（士）6 7/29~31 医師1 看護婦（士）4</p> </li> <li>・航空自衛隊               <p>7/13 医師4 看護婦（士）12 7/14 医師2 看護婦（士）10 7/15 医師2 看護婦（士）12 7/16 医師2 7/17 医師2 看護婦（士）6 7/18~25 医師2 看護婦（士）4 7/26~29 医師2 看護婦（士）2 7/30~31 医師1</p> </li> </ul>
	<簡易保険福祉事業団>(巡回診療車) <p>7/23~25 医師1 看護婦2 他2</p>
	<労働者医療協会> <p>7/16~22 医師3 看護婦4 他4</p>
(6) 巡回診療班の派遣	<p>1 奥尻町において最も甚大な被害を受けた青苗地区等の住民の保健医療を確保するため、巡回診療班の派遣を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道巡回診療班の派遣状況（奥尻町青苗地区を拠点）                   <p>8/10~9/30 医師1 看護婦2 他1</p> </li> </ul>
(7) 保健指導班の派遣	<p>1 派遣状況</p> <p>奥尻町では、家屋の流失・焼失などの大きな被害が生じ、被災住民の避難所での生活が長期化し、住民が健康を害するおそれがあるため、保健指導班を派遣（7/13~10/1までの81日間）し、健康管理にあたった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健環境部技監、看護対策室計画係長 7/13~16</li> <li>・江差保健所長、保健婦3名 7/14~17</li> <li>・保健予防課長、保険環境部・道立保健所保健婦4名 7/17~22</li> <li>・保健予防課長補佐 7/21~7/28</li> <li>・地域医療課長補佐 7/28~8/3</li> <li>・地域医療課看護対策室長 8/4~7</li> <li>・成人保健課主幹 8/2~10</li> <li>・食品衛生課長補佐 8/9~17</li> <li>・薬務課主任技師 8/16~24</li> <li>・環境対策課長補佐 8/23~31</li> <li>・環境調整課主幹 8/30~9/6</li> </ul>

項目	措置状況																												
(8) 歯科診療班の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然保護課主幹 9/ 6~10</li> <li>・自然保護課長補佐 9/10~12</li> <li>・自然保護課長補佐 9/12~14</li> <li>・総務課主幹 9/13~15</li> <li>・総務課長補佐 9/15~18</li> <li>・道立病院管理室主幹 9/19~25</li> <li>・薬務課 9/26~10/1</li> <li>・保健環境部保健婦 7/27~8/1 1名</li> <li>・道立保健所保健婦 7/22~27 2名、8/1~6 1名、8/6~11 1名、8/11~15 1名 8/13~19 1名、8/16~22 1名、8/21~26 1名、 8/26~31 1名</li> <li>・江差保健所保健婦 7/18~19 1名、7/19~24 1名、7/23~26 1名、 7/23~29 1名、7/28~8/2 1名、8/1~7 1名、8/6~11 1名 8/11~16 1名、8/15~21 1名、8/20~25 1名 8/24~29 1名、8/28~9/2 1名</li> <li>・江差保健所栄養士 7/29~8/1 1名</li> </ul>																												
1 派遣状況	<p>災害により義歎（入れ歎）を失い、食生活に困っている被災住民のために、東日本学園大学の協力を得て歯科診療班の派遣を行った。</p> <p>7/22~26（義歎の印象採得及び治療）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道 3名（歯科医師1名、歯科衛生士2名）</li> <li>・東日本学園大学 9名（歯科医師6名、歯科技工士2名、歯科衛生士1名）</li> <li>・巡回診療車 2台（道1台、東日本学園大学1台）</li> </ul> <p>※ 受診状況64名（義歎55名、治療9名）</p> <p>7/27~30</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本学園大学 1名（歯科医師1名）</li> </ul> <p>8/2~6（義歎の試適装着・調整及び治療）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道 3名（事務職3名）</li> <li>・東日本学園大学 10名（歯科医師7名、歯科技工士2名、歯科衛生士1名）</li> <li>・巡回診療車 1台（東日本学園大学1台）</li> </ul> <p>※ 受診状況69名（義歎装着56名、治療13名）</p>																												
(9) 住民健康診査班の派遣	<p>奥尻町において、住民の健康を確保するため、全島民を対象とした住民健康診査が行われ、これに対して支援協力するため住民健康診査班の派遣を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関：9/6~12</li> <li>・検診会場数：9箇所</li> <li>・受診状況：792名</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;">・江差保健所医師</td><td style="width: 33.33%;">9/6~12</td><td style="width: 33.33%;">・江別保健所保健婦</td><td style="width: 33.33%;">9/6~ 8</td></tr> <tr> <td>・江差病院保健婦</td><td>9/6~ 8 1名</td><td>・</td><td>9/9~11 2名</td></tr> <tr> <td>・俱知安保健所保健婦</td><td>9/9~11</td><td>・保健環境部医師</td><td>9/6~10</td></tr> <tr> <td>・渡島保健所医師</td><td>9/9~11</td><td>・室蘭保健所保健婦</td><td>9/9~11</td></tr> <tr> <td>・江差保健所運転技術員</td><td>9/6~12</td><td>・地方職員共済組合医師</td><td>9/11</td></tr> <tr> <td>・保健環境部保健婦</td><td>9/9~11</td><td>・江差保健所保健婦</td><td>9/6~12 2名</td></tr> <tr> <td>・江差保健所看護婦</td><td>9/6~12</td><td></td><td></td></tr> </table>	・江差保健所医師	9/6~12	・江別保健所保健婦	9/6~ 8	・江差病院保健婦	9/6~ 8 1名	・	9/9~11 2名	・俱知安保健所保健婦	9/9~11	・保健環境部医師	9/6~10	・渡島保健所医師	9/9~11	・室蘭保健所保健婦	9/9~11	・江差保健所運転技術員	9/6~12	・地方職員共済組合医師	9/11	・保健環境部保健婦	9/9~11	・江差保健所保健婦	9/6~12 2名	・江差保健所看護婦	9/6~12		
・江差保健所医師	9/6~12	・江別保健所保健婦	9/6~ 8																										
・江差病院保健婦	9/6~ 8 1名	・	9/9~11 2名																										
・俱知安保健所保健婦	9/9~11	・保健環境部医師	9/6~10																										
・渡島保健所医師	9/9~11	・室蘭保健所保健婦	9/9~11																										
・江差保健所運転技術員	9/6~12	・地方職員共済組合医師	9/11																										
・保健環境部保健婦	9/9~11	・江差保健所保健婦	9/6~12 2名																										
・江差保健所看護婦	9/6~12																												
(10) 住民健康診査班（事後指導）の派遣	<p>1 9月6日～12日、奥尻町で実施した住民健康診査の事後指導が行われ、これに対して支援協力するため事後指導班の派遣を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間：10/5~9</li> </ul>																												

項目	措置状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導会場数：8箇所</li> <li>・被指導者数：415名（うち精神保健相談は38名実施）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・江差保健所医師 10/5～9</li> <li>・八雲保健所医師 10/8～9</li> </ul> </li> <li>・留萌保健所医師 10/5～6</li> <li>・精神保健センター医師 10/6～9</li> <li>・江差保健所保健婦 10/5～9 2名</li> <li>・旭川保健所保健婦 10/5～9</li> <li>・〃 栄養士 10/5～9</li> <li>・木古内保健所栄養士 10/5～9</li> <li>・〃 運転技術員 10/5～9</li> </ul>
5 農業対策	
(1) 被害実態調査の実施	<p>1 各市町村からの報告に基づき、農作物や営農施設等の被害の詳細を取りまとめた (8/10)</p> <p>(調査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物の被害程度別面積と被害金額</li> <li>・営農施設の被害程度別件数と被害金額</li> <li>・共同利用施設の被害程度別件数と被害金額</li> <li>・農地及び農業用施設の被害箇所数（面積）と被害金額</li> <li>・家畜や畜産物の被事件数と被害金額 等</li> </ul>
(2) 営農技術指導	<p>1 道の専門技術員が、現地で被害状況の把握と技術指導を実施</p> <p>2 「北海道南西沖地震被害に対する技術対策」を策定（7/14 農政部）し、担当専技室と農業改良普及所が連携をとり、被災農家に対する指導を実施</p> <p>3 被害調査や営農指導に要する予算を臨時道議会に補正計上</p> <p style="text-align: right;">(予算額 4,044千円)</p>
(3) 農地及び農業用施設等の復旧	<p>1 道の担当者を現地に派遣し、被災状況の把握と復旧指導実施（7/14）特に、水田の用排水の確保を図るため、水路等の緊急復旧工事を指導</p> <p>2 道の関係団体の担当者が現地で技術の指導・助言活動を実施 (現地派遣人員 38名 派遣延べ日数 466日)</p> <p>3 耕地災害復旧に要する予算を補正計上</p> <p style="text-align: right;">(予算額 4,699,538千円)</p> <p>4 農地等の小災害の復旧に対する助成に要する予算を補正計上</p> <p style="text-align: right;">(予算額 20,000千円)</p> <p>5 災害に関する調査設計費に対する助成に要する予算を補正計上</p> <p style="text-align: right;">(予算額 30,000千円)</p> <p>6 農地海岸保全施設や地すべり区域の点検調査費を補正計上</p> <p style="text-align: right;">(予算額 6,090千円)</p> <p style="text-align: right;">(3～6の補正とも、臨時道議会で決定)</p>
(4) 金融対策	<p>1 農林公庫資金（災害資金）等での地元対応を連絡指導</p> <p>2 天災融資法の発動や償還猶予措置を国に要望</p> <p>3 国は、天災融資法の適用及び激甚災害の指定をすることとし、適用政令を9月10日に公布</p> <p>4 天災資金の融通及び特別被害農業者の資金の融通に要する予算を3定に補正計上</p> <p style="text-align: right;">(予算額 2,272千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務負担行為額 61,998千円</li> </ul> <p>5 債還猶予措置を関係金融機関に依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績 農業改良資金 4件 1,910千円</li> </ul>

項目	措置状況
(5) 農業者年金基金保険料の納付猶予措置	<p>1 農業者年金基金は被災被保険者の保健料納付猶予を措置</p> <p>2 農業者年金基金は農地等売渡金債権及び貸付金債権の償還条件を緩和</p>
(6) 農業災害補償対策	<p>1 農業共済金の早期支払いについて、関係農業共済組合及び北海道農業共済組合連合会に対し適切な損害評価等を指導するとともに、国に要請</p> <p>2 収穫皆無耕地を対象とした共済金の仮渡しについて、早期に仮渡しが行われるよう関係農業共済組合及び北海道農業共済組合連合会を指導</p> <p>3 8月31日に全耕地が収穫皆無となった農家に、また9月30日には一部の耕地が収穫皆無となった農家にそれぞれ共済金の仮渡しが行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払実績 171戸 179,680千円</li> </ul>
(7) 共同利用施設の復旧	<p>1 農業協同組合が所有する共同利用施設の災害復旧に要する予算を3定に補正計上 (予算額 73,057千円)</p>
(8) 営農施設の復旧	<p>1 法人格を有しない営農集団が所有する共同利用施設の災害復旧に要する予算を3定に補正計上 (予算額 26,817千円)</p>
(9) 奥尻町農業協同組合等の施設の復旧	<p>1 担当職員（道、関係団体）が被害状況の現地調査を実施 (7/22)</p> <p>2 奥尻町農業振興拠点施設等の整備に要する予算を3定に補正計上 (予算額 30,600千円)</p>
6 林業対策	
(1) 林地及び治山施設の復旧	<p>1 被害状況の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震の翌日から、道有林については林務署が、民有林については支庁が、人家・公共施設等保全対象とする山地災害危険地区を重点に現地調査を実施</li> <li>・林野庁と合同で、ヘリコプターにより被災地の概況を調査 (7/15)</li> <li>・奥尻町の被災状況の確認と復旧計画について、現地調査を実施 (7/19～25)</li> </ul> <p>※被害の状況 (6/10現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林地の荒廃 被害内容：山腹の崩壊、落石等 箇所数：76箇所</li> <li>・治山施設の被害 被害内容：渓間及び山腹施設の被災 箇所数：10箇所</li> </ul> <p>2 応急及び復旧措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人命、人家等に影響のある箇所及び2次災害発生の危険性の高い箇所について、町村と連携をとって避難措置や警戒体制をとるとともに、落石の除去や山腹の処理やクラック箇所を防水シートで覆うなどの措置を実施</li> <li>・荒廃した林地の復旧については、災害関連緊急治山事業等を林野庁に8/4に申請し、決定された。</li> </ul> <p>その後、地震対策事業等を含めて第2回臨時道議会及び第3回定例道議会で可決された全箇所については平成5年度に工事を完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8/30～9/1の現地査定で災害復旧事業が認められた治山施設の復旧については、一部の箇所は工事を完了し、残る箇所についても平成6年度までに工事を完了する。</li> </ul> <p>3 復旧についての要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期復旧、事業採択等について林野庁に要望 (7/15)</li> <li>・早期復旧、事業採択等について農林水産省、北海道開発庁、北海道選出国会議員に要望 (7/26～29)</li> </ul>

項目	措置状況
(2) 林道施設の復旧	<p>1 被害状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支庁及び市町村が連携をとりながら、現地調査を随時実施</li> <li>被害状況の把握と対応策の協議で担当職員を現地に派遣 (7/16~17 7/27~29)</li> </ul> <p>※ 被害の状況 (6/10現在)</p> <p>被害内容：路面の亀裂、法面の変形・亀裂等 箇所数：110箇所</p> <p>2 応急及び復旧措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民生活、公共施設及び農林業の生産活動に直接影響のある路線や通行上安全対策が必要な箇所については、関係市町村を指導し、応急仮工事等により通行の確保を図った。</li> <li>復旧計画の樹立は、管理主体である被災市町村が行うことになるが、測量・設計等については技術者不足などから、道職員による応援体制を組んだ。 (7/26~8/2 8/18~21)</li> </ul> <p>・災害復旧事業の現地査定が8/25~27まで実施され、一部の箇所については工事を完了し、残る箇所についても平成6年度までに工事を完了する。</p> <p>3 復旧についての要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>早期復旧について林野庁に要望 (7/15)</li> <li>早期復旧について農林水産省、北海道開発庁、北海道選出国会議員に要望 (7/26~29)</li> </ul>
(3) 林産施設の復旧	<p>1 被害状況の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村及び業界団体と連携をとりながら、支庁職員による現地調査を随時実施</li> </ul> <p>※ 被害の状況 (6/10現在)</p> <p>被害内容：林産施設・機械の破損等 箇所数：18件</p> <p>2 復旧措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業振興資金（経済環境適応資金A 災害資金）の適用について商工労働観光部と協議を行ったほか、政府系金融機関等とも連携をとりながら被災者に対して融資制度等の周知徹底を図った。</li> <li>工場の操業の安全や製品の品質確保を図るため、被災工場の要望に応じ林産試験場職員による機械設備の診断などの技術指導を行った。 (8/23~25 渡島支庁管内8工場)</li> </ul> <p>3 復旧についての要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災林業者、企業等の自立的復興を支援するための金融対策について農林水産省、北海道開発庁、北海道選出国会議員に要望 (7/26~29)</li> </ul>
7 水産業対策	<p>(1) 被害状況の把握等</p> <p>1 7月13日現地支庁に被害状況の確認作業を指示し、その後連絡体制を組んで随時状況把握に努めている。</p> <p>2 被害状況視察</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7/14~15 松田副知事、水産部長後志管内視察</li> <li>7/14~15 水産庁現地視察（檜山・渡島支庁管内） 水産庁防災海岸課長、漁業保険課長補佐外4名 水産部漁港課長補佐外1名</li> <li>7/20~22 水産庁現地視察（後志・檜山支庁管内） 水産庁防災海岸課長、振興課助成班長外2名 水産部漁港課長補佐外1名</li> <li>8/16 農林水産大臣奥尻町視察…松田副知事、水産部長同行</li> </ul> <p>3 国に対する要請</p>

項 目	措 置 状 況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 7/28 水産部長が農林水産省などに要請</li> <li>4 水産業振興対策プロジェクトチーム（全庁的プロジェクト） <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回開催（8月13日）</li> <li>第2回開催（9月1日）</li> <li>第3回開催（11月22日）</li> </ul> </li> <li>5 北海道南西沖地震対策プロジェクト（水産部独自のプロジェクト） <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回開催（8月12日）</li> <li>第2回開催（9月1日）</li> <li>第3回開催（11月22日）</li> </ul> </li> </ul>
(2) 系統団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 系統内災害対策本部の設置（7/13 事務局 指導連）</li> <li>2 系統団体等と情報交換を実施（7/19） <ul style="list-style-type: none"> <li>・議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現状報告（各機関の情報提供）</li> <li>• 措置すべき事項に関する情報交換</li> </ul> </li> <li>・参集範囲 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 公庫、中金</li> <li>• 指導連、漁連、信漁連、基金協会、共済組合、共水連</li> <li>• 水産部（関係課）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>3 漁協系統奥尻沖地震災害対策本部対策協議会を開催（7/29） <ul style="list-style-type: none"> <li>・参集範囲 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 在札系統団体、基金協会、共済組合、共水連</li> <li>• 檜山・後志支庁水産課、水産部</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>4 道漁協経営強化推進本部奥尻漁協対策会議を開催（8/4・17・24、9/3）</li> <li>5 北海道南西沖地震対策連絡会議を開催（9/6） <ul style="list-style-type: none"> <li>・参集範囲 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 在札系統団体、基金協会、共済組合、共水連</li> <li>• 道水産部（関係課）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>6 檜山管内組合長会及び系統団体支所長との協議（9/8）</li> <li>7 奥尻・貝取瀬・久遠・瀬棚組合役職員との協議（9/9・10）</li> <li>8 奥尻漁協組合員意向調査実施（9/16・17）</li> <li>9 道漁協経営強化推進本部奥尻漁協対策会議を開催（9/30、10/13・14）</li> <li>10 系統団体、奥尻町などとの協議で災害による奥尻漁協の損失を補てんする事などを検討（11/12）</li> <li>11 系統団体長が道に対し奥尻漁協への災害損失補てんを要請（11/19） <ul style="list-style-type: none"> <li>（固定資産等の損失補てん…奥尻町約1/2、道・系統団体各1/4）</li> </ul> </li> </ul>
(3) 漁船保険金及び漁業共済金の支払	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 漁船保険関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道南・南後志・小樽湾漁船保険組合に対し、漁船保険金の早期支払について要請。保険組合としては仮払いを含め、早期に支払を行うことを確認</li> <li>(2) 沈船等の引き揚げ費用については、漁船船主責任保険及び普通損害保険で対応できることを確認。</li> <li>(3) 各漁船保険組合とも漁船保険加入漁船の被害状況を把握するため、調査を実施</li> <li>(4) 特に、津波により漁協の漁船保険台帳が流失した奥尻については、漁船保険中央会及び道南漁船保険組合の職員が現地に入り、直接被害状況の調査を実施</li> <li>(5) 全損漁船（修理不可能等漁船）及び分損漁船（修理可能漁船）と認定された分については、漁船保険金支払済 <ul style="list-style-type: none"> <li>また、認定手続中等の漁船については、早期の支払を行うため、一定の割合で漁船保険金の仮払いを行っている。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

項目	措置状況					
	【全損漁船の支払内訳】					
	漁船保険組合	隻数	金額(千円)			
		全損	342	405,567		
	道南漁船保険組合	分損	338	168,494		
		計	680	574,061		
		全損	92	296,580		
	南後志 "	分損	141	221,606		
		計	233	518,186		
		全損	7	18,370		
	小樽湾 "	分損	15	6,639		
		計	22	25,009		
	合 計	全損	441	720,517		
		分損	494	396,739		
		計	935	1,117,256		
2 漁業共済関係						
(1) 共水連に対し早期に被害状況の調査を行うとともに共済金の早期支払について要請						
(2) 共済金給付額については共水連北海道事務所が確定し支払済み						
(千円)						
		共 済 金	特別見舞金	合 計		
		件数	金額	件数	金額	件数
	チョコー	28	26,975			28
	ノリコー	1	300			1
	くらし	56	6,897	186	1,168	242
	カサイ	420	17,053	631	8,022	1,051
	合計	505	51,225	817	9,190	1,322
						60,415
(4) 制度資金の確保						
1 信漁連及び農林漁業金融公庫に対し、速やかな資金対応を要請 (7/13)						
2 既応制度資金の償還延長について水産庁に要請						
3 今回の災害で被害を受けた漁業者の漁具等の再取得及び漁業経営の安定に要する資金について天災融資法の発動を国に要請→ 9/10 公布・施行						
【天災融資法による貸付条件】						
・資金使途：営漁再開のための経営資金等の融資						
・貸付限度額 (経営資金)						
①漁具購入資金 個人 5,000万円 (激甚災害 5,000万円)						
②漁船建造取得資金 個人 500万円 (〃 500万円)						
③養殖物 個人 500万円 (〃 600万円)						
(事業資金) 漁協 2,500万円 (激甚災害 2,500万円)						
・貸付利率：特別被害地域内の特別被害者 年3.6%						
漁業協同組合 年4.6%						
・償還期限：3～6年以内 (激甚災害 3～7年)						
4 災害により被害を受けた漁業者等に対して、信漁連や農林漁業金融公庫などとの協議により、既往借入金の償還猶予や事業資金の確保、さらには限度額の拡大、利子負担の軽減などの措置を講じた。						
・償還猶予 ①漁業近代化資金						
②農林漁業金融公庫資金						

項目	措置状況								
	<p>③系統プロパー資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業資金の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>①漁業近代化資金</li> <li>②農林漁業金融公庫資金</li> </ul> </li> <li>・貸付限度の拡大及び利子負担の軽減など           <ul style="list-style-type: none"> <li>①共同利用小型漁船の建造及び購入に対する漁協への補助残融資               <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資率：100% (措置状況) 9組合分                   <table> <tr> <td>預託</td> <td>262,948千円</td> </tr> <tr> <td>貸付</td> <td>396,970千円</td> </tr> </table> </li> <li>・末端金利 奥尻漁協 0% その他漁協 3.5%</li> <li>・償還期間 5年以内 (うち据置3年以内)</li> </ul> </li> <li>②漁具等及び漁船（5トン以上）の再取得に必要な資金               <ul style="list-style-type: none"> <li>(農林漁業金融公庫資金を活用し利子助成)                   <table> <tr> <td>※ 農林公庫資金融資実績</td> <td>56件 162,340千円</td> </tr> <tr> <td>※ 利子助成対象</td> <td>39件 115,770千円</td> </tr> </table> </li> <li>・借入限度額 漁具等 400万円 漁船 1,000万円</li> <li>・融資率 80%</li> <li>・償還期限 15年 (うち据置3年)</li> <li>・金利 3.65%</li> <li>・末端金利 (3年間に限り)                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(0%) 家屋が滅失した者で漁業施設の被害率70%以上または減収率20%以上の者</li> <li>奥尻町に住居を有する者で漁業施設の被害率70%以上または減収率20%以上の者</li> <li>(3%) 漁業施設の被害率70%以上または減収率20%以上の者</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	預託	262,948千円	貸付	396,970千円	※ 農林公庫資金融資実績	56件 162,340千円	※ 利子助成対象	39件 115,770千円
預託	262,948千円								
貸付	396,970千円								
※ 農林公庫資金融資実績	56件 162,340千円								
※ 利子助成対象	39件 115,770千円								
(5) 災害損失補てんに対する支援	1 奥尻漁協の財務内容を災害前の状態に復旧するため、系統団体が災害損失補てんを行う場合に必要な経費の一部支援する。								
(6) 被害漁船の代替取得	<p>1 漁船の確保について、道としても「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第11条による5トン未満の漁船について、漁協が一括取得し漁業者に対し共同利用させる「共同利用小型漁船建造事業」の適用を国に対し要請→9/10公布・施行</p> <p>2 道としては、第11条が施行されたが農林水産事務次官通達が出されるまでに、期間を要する事から、早急に代替の漁船(5トン未満)が必要となる漁業者については、国の事業が開始されるまでの間、国の先獲として道単独の「共同利用小型漁船災害復旧事業」の補助制度で対応することとした。</p> <p>【共同利用小型漁船災害復旧対策事業費補助金】</p> <p>組合員の共同利用に関する5トン未満漁船の建造及び中古漁船の購入に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象漁協：被害漁船が1隻を越えまたは被害隻数が全体の20%を超える組合           <ul style="list-style-type: none"> <li>知事が特に必要と認めた組合</li> </ul> </li> <li>・補助対象：被害漁船の総トン数及び被害隻数の範囲内</li> <li>・負担区分：道2/3 地元1/3</li> </ul> <p>3 共同利用小型漁船災害復旧対策事業の補助残融資</p> <p>地元負担の1/3については、「共同利用小型漁船災害復旧対策事業貸付金」で対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資率：100%</li> <li>・末端金利：3.5% (奥尻0%)</li> </ul>								

項目	措置状況																																																																																																
	<p>・償還期限：5年以内（うち据置3年以内）</p> <p>4 12/16法律第11条に基づく「共同利用小型漁船建造事業費補助金交付要綱」及び「共同利用小型漁船建造事業実施要領」が制定された。</p> <p>また、同日付けで農林水産事務次官通達及び補助金の割当内示。なお、本事業に係る道負担及び地元負担の1/3（共同利用小型漁船災害復旧対策事業貸付金…内容は3と同じ）の措置については、平成5年度第4回定期道議会で議決</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・措置状況：436隻（うち国費対応333隻）</li> <li>・対象漁協等：激甚災害に対処するための特別の財産援助等に関する法律施行令第23条に該当する漁協等</li> <li>・負担区分：国1/3 道1/3 地元1/3</li> </ul> <p>12/16 水産業災害復興計画現地説明会開催（奥尻町）</p> <p>12/17 " (奥尻漁協)</p>																																																																																																
(7) 遊休漁船の実態調査	<p>1 檜山支庁を除く沿海各支庁を通じて遊休漁船の実態調査を実施 (8月16日現在)</p>																																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支庁</th> <th>1トン未満</th> <th>3トン未満</th> <th>5トン未満</th> <th>10トン未満</th> <th>10トン以上</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>後志</td> <td>6</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>渡島</td> <td>68</td> <td>40</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>胆振</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>日高</td> <td>7</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>十勝</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>釧路</td> <td></td> <td>11</td> <td></td> <td>4</td> <td>2</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>根室</td> <td></td> <td>7</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>網走</td> <td>1</td> <td>16</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>宗谷</td> <td>13</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>留萌</td> <td>19</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>118</td> <td>96</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>20</td> <td>265</td> </tr> </tbody> </table>						支庁	1トン未満	3トン未満	5トン未満	10トン未満	10トン以上	計	石狩	4					4	後志	6	1		1	5	13	渡島	68	40	4	2	2	116	胆振		3				3	日高	7	14	2	1		24	十勝		1				1	釧路		11		4	2	17	根室		7	3			10	網走	1	16	6	5	10	38	宗谷	13	1	2	1	1	18	留萌	19	2				21	計	118	96	17	14	20	265
支庁	1トン未満	3トン未満	5トン未満	10トン未満	10トン以上	計																																																																																											
石狩	4					4																																																																																											
後志	6	1		1	5	13																																																																																											
渡島	68	40	4	2	2	116																																																																																											
胆振		3				3																																																																																											
日高	7	14	2	1		24																																																																																											
十勝		1				1																																																																																											
釧路		11		4	2	17																																																																																											
根室		7	3			10																																																																																											
網走	1	16	6	5	10	38																																																																																											
宗谷	13	1	2	1	1	18																																																																																											
留萌	19	2				21																																																																																											
計	118	96	17	14	20	265																																																																																											
	<p>上記一覧表のとおり、合計265隻となっている。</p>																																																																																																
(8) 働北海道小型船舶工業会に対する要請	<p>2 遊休漁船の状況を被災地支庁に通知済み</p> <p>3 遊休漁船の中には船齢が相当高いものが含まれており、また需要があった場合の漁船（船型等）にどの程度合致する漁船があるかは調査を要する。</p>																																																																																																
(9) 漁船価格の安定について	<p>1 社団法人北海道小型船舶工業会に対し、道内造船所で保有する小型漁船の把握及び被災地における漁船修理等に対する人的応援体制の要請を行った。</p>																																																																																																
(10) 共同利用施設	<p>1 水産物施設復旧事業 8/23～27、9/28～10/1にかけて、瀬棚町、大成町、島牧村、奥尻町、江差町、北檜山町の共同利用施設の災害査定を実施し、国庫補助事業による災害復旧を図るとともに、臨時議会において道費補助率の上乗せが議決された。</p>																																																																																																

項目	措置状況																																		
【道費の補助率上乗せ】																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th colspan="2">査定額</th><th>査定対象外</th></tr> <tr> <th>漁協名</th><th>国</th><th>北海道</th><th>北海道</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奥尻</td><td>2/10</td><td>8/10</td><td>10/10</td></tr> <tr> <td>久遠</td><td>2/10</td><td>7/10</td><td>1/2</td></tr> <tr> <td>島牧</td><td>2/10</td><td>7/10</td><td>1/2</td></tr> <tr> <td>西島牧</td><td>2/10</td><td>7/10</td><td>1/2</td></tr> <tr> <td>瀬棚</td><td>2/10</td><td>7/10</td><td>1/2</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>2/10</td><td>7/15</td><td>1/2</td></tr> </tbody> </table>					査定額		査定対象外	漁協名	国	北海道	北海道	奥尻	2/10	8/10	10/10	久遠	2/10	7/10	1/2	島牧	2/10	7/10	1/2	西島牧	2/10	7/10	1/2	瀬棚	2/10	7/10	1/2	その他	2/10	7/15	1/2
	査定額		査定対象外																																
漁協名	国	北海道	北海道																																
奥尻	2/10	8/10	10/10																																
久遠	2/10	7/10	1/2																																
島牧	2/10	7/10	1/2																																
西島牧	2/10	7/10	1/2																																
瀬棚	2/10	7/10	1/2																																
その他	2/10	7/15	1/2																																
※激甚法（6条）指定の場合、査定額について国費の嵩上げがあり、道費の上乗せ額が振り替わる。																																			
(1) 激甚指定	1 大成町、島牧村について激甚法第6条の指定が見込まれたため基準の見直しを要望 9/2 國土庁、農林水産省、水産庁、衆議院議員1・3区選出議員 衆議院災害対策特別委員会 9/8 大蔵省																																		
(2) 沿岸漁業構造改善事業	1 奥尻漁協は、今回の災害によって水産業共同利用施設の大半が大破または滅失した。漁業を早期に再開させるため、緊急に整備が必要な次の施設については、国費、道費で事業費の全額を補助することとした。 ・水産物鮮度保持施設 ・出荷資材保管施設 ・漁船保全修理施設																																		
(3) 沿整施設	1 災害復旧 7月13～22日にかけて、沿整施設の状況を点検したところ、奥尻町内の4施設の被災（ブロック、石材の移動、埋没）が確認された。 水産庁、財務局へ被災報告とともに、今後の復旧方法を検討するため地盤高の測量やブロックの個数確認及び図化を委託し、その結果をもとに9月29日に災害復旧事業の査定を受けた。 ※現在の被災状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th><th>復旧内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新奥尻球浦</td><td>囲い礁 1,083m<sup>2</sup></td></tr> <tr> <td>東奥尻富里A</td><td>" 1,544m<sup>2</sup></td></tr> <tr> <td>新奥尻富里</td><td>" 2,807m<sup>2</sup></td></tr> <tr> <td>東奥尻富里B</td><td>" 1,589m<sup>2</sup></td></tr> <tr> <td>総額</td><td>84,720千円</td></tr> </tbody> </table>	地区	復旧内容	新奥尻球浦	囲い礁 1,083m <sup>2</sup>	東奥尻富里A	" 1,544m <sup>2</sup>	新奥尻富里	" 2,807m <sup>2</sup>	東奥尻富里B	" 1,589m <sup>2</sup>	総額	84,720千円																						
地区	復旧内容																																		
新奥尻球浦	囲い礁 1,083m <sup>2</sup>																																		
東奥尻富里A	" 1,544m <sup>2</sup>																																		
新奥尻富里	" 2,807m <sup>2</sup>																																		
東奥尻富里B	" 1,589m <sup>2</sup>																																		
総額	84,720千円																																		
	2 手戻り 7月29日、現地（製作ヤード）において、ブロックの破損等の手戻りについて確認のため調査を行った。 手戻りが生じた地区及び事業は、奥尻地区人工礁、奥尻地区・大成地区大型魚礁で、いずれも製作中のブロックの破損、流失で手戻り復旧額は、下記のとおりとなっており、水産庁に対する報告と交付金申請は8月6日にしており、8月30日に交付決定（変更）されている。																																		

項目	措置状況																								
	<p>なお、工事は平成5年度に完了している。</p> <p>( )は道負担額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th><th>手戻り復旧額</th><th>当初契約額</th><th>変更後契約額</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奥尻地区 人工礁</td><td>40,046,400 (39,218,795)</td><td>82,760,500</td><td>83,636,000 (82,808,395)</td><td>設置工を製作工に振り替え</td></tr> <tr> <td>奥尻地区 大型魚礁</td><td>10,011,600 (8,974,390)</td><td>103,721,000</td><td>113,732,600 (112,695,390)</td><td></td></tr> <tr> <td>大成地区 大型魚礁</td><td>5,922,500 (4,984,170)</td><td>93,833,000</td><td>99,755,500 (98,817,170)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	地区	手戻り復旧額	当初契約額	変更後契約額	備考	奥尻地区 人工礁	40,046,400 (39,218,795)	82,760,500	83,636,000 (82,808,395)	設置工を製作工に振り替え	奥尻地区 大型魚礁	10,011,600 (8,974,390)	103,721,000	113,732,600 (112,695,390)		大成地区 大型魚礁	5,922,500 (4,984,170)	93,833,000	99,755,500 (98,817,170)					
地区	手戻り復旧額	当初契約額	変更後契約額	備考																					
奥尻地区 人工礁	40,046,400 (39,218,795)	82,760,500	83,636,000 (82,808,395)	設置工を製作工に振り替え																					
奥尻地区 大型魚礁	10,011,600 (8,974,390)	103,721,000	113,732,600 (112,695,390)																						
大成地区 大型魚礁	5,922,500 (4,984,170)	93,833,000	99,755,500 (98,817,170)																						
3 漁業資源影響調査	<p>被害のあった海域について、資源の影響に対する調査を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支庁</th><th>調査海域</th><th>調査内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">檜山</td><td>奥尻島全域</td><td>定点枠取り調査88点 (1980年から実施)</td></tr> <tr><td>瀬棚～北檜山</td><td>ライン枠取り調査 200m ライン8線</td></tr> <tr><td>久遠～貝取澗</td><td>ライン枠取り調査 200m ライン8線</td></tr> <tr><td>熊石～乙部</td><td>ライン枠取り調査 200m ライン8線</td></tr> <tr><td>江差～上ノ国</td><td>ライン枠取り調査 200m ライン8線</td></tr> <tr> <td rowspan="4">後志</td><td>神恵内</td><td>ライン枠取り調査 200m ライン8線</td></tr> <tr><td>寿都</td><td>ライン枠取り調査 200m ライン8線</td></tr> <tr><td>島牧</td><td>ライン枠取り調査 200m ライン8線</td></tr> <tr><td>西島牧</td><td>ライン枠取り調査 200m ライン8線</td></tr> </tbody> </table> <p>※海域の状況を把握するためすべての調査点でビデオ・写真撮影を実施</p>	支庁	調査海域	調査内容	檜山	奥尻島全域	定点枠取り調査88点 (1980年から実施)	瀬棚～北檜山	ライン枠取り調査 200m ライン8線	久遠～貝取澗	ライン枠取り調査 200m ライン8線	熊石～乙部	ライン枠取り調査 200m ライン8線	江差～上ノ国	ライン枠取り調査 200m ライン8線	後志	神恵内	ライン枠取り調査 200m ライン8線	寿都	ライン枠取り調査 200m ライン8線	島牧	ライン枠取り調査 200m ライン8線	西島牧	ライン枠取り調査 200m ライン8線	
支庁	調査海域	調査内容																							
檜山	奥尻島全域	定点枠取り調査88点 (1980年から実施)																							
	瀬棚～北檜山	ライン枠取り調査 200m ライン8線																							
	久遠～貝取澗	ライン枠取り調査 200m ライン8線																							
	熊石～乙部	ライン枠取り調査 200m ライン8線																							
	江差～上ノ国	ライン枠取り調査 200m ライン8線																							
後志	神恵内	ライン枠取り調査 200m ライン8線																							
	寿都	ライン枠取り調査 200m ライン8線																							
	島牧	ライン枠取り調査 200m ライン8線																							
	西島牧	ライン枠取り調査 200m ライン8線																							
(14) 漁業資源影響調査	<p>1 ウニ等浅海資源の被害、流失物の堆積による漁場滅失等が懸念され、その実態を早急に把握するとともに、今後における適切な対応をとるべく調査計画を策定し、8月20日に臨時会に調査費の予算要求を行い、議決された。 (調査費5,785千円)</p> <p>2 予算議決後、直ちに函館及び中央水産試験場等が調査を開始し、その結果を取りまとめ、11月9日水産林務委員会に報告した。</p>																								
(15) 浅海域漁業資源増大特別対策事業	<p>1 北海道南西沖地震に関する浅海域漁業資源影響調査の結果、地域の重要資源であるウニが大幅に減少していることが明らかになった。</p> <p>2 このため、来年度漁獲可能な資源を確保することにより、当面の漁家の経営安定を図ることを目的にウニの深浅移植を行うこととし、それに必要な予算が4定議会で議決された。 (予算額 23,350千円) (実施区域 瀬棚町、北檜山町、大成町、奥尻町)</p> <p>3 また、被害にあった漁獲未加入群についてウニの深浅移植や種苗購入による放流を行い、資源の回復対策を講じることとし、それに必要な予算が当初議会で議決された。 (予算額 19,800千円) (実施区域 瀬棚町、北檜山町、大成町、奥尻町、島牧村)</p>																								
(16) 漁港関係施設の復旧	<p>1 被害状況</p> <p>被災箇所 67漁港・漁港海岸 (うち15漁港海岸)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支庁</th><th>漁港</th><th>海岸</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後志</td><td>18 (42)</td><td>3 (4)</td><td>21 (46)</td></tr> <tr> <td>檜山</td><td>20 (76)</td><td>11 (20)</td><td>31 (96)</td></tr> <tr> <td>渡島</td><td>12 (33)</td><td>1 (1)</td><td>13 (34)</td></tr> <tr> <td>胆振</td><td>2 (3)</td><td></td><td>2 (3)</td></tr> <tr> <td>計</td><td>52 (154)</td><td>15 (25)</td><td>67 (179)</td></tr> </tbody> </table> <p>※ ( )は箇所数</p> <p>2 危険箇所の安全対策の徹底</p>	支庁	漁港	海岸	合計	後志	18 (42)	3 (4)	21 (46)	檜山	20 (76)	11 (20)	31 (96)	渡島	12 (33)	1 (1)	13 (34)	胆振	2 (3)		2 (3)	計	52 (154)	15 (25)	67 (179)
支庁	漁港	海岸	合計																						
後志	18 (42)	3 (4)	21 (46)																						
檜山	20 (76)	11 (20)	31 (96)																						
渡島	12 (33)	1 (1)	13 (34)																						
胆振	2 (3)		2 (3)																						
計	52 (154)	15 (25)	67 (179)																						

項 目	措 置 状 況																																																				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所の表示、バリケードの設置 (実施箇所 上磯、長万部、余市河口漁港)</li> <li>・航路の安全確保のためポンデンを設置 (実施調査 軽臼・厚瀬・珊瑚内・第二栄浜・美谷〔北美谷〕・原歌・千走・長磯・上浦漁港海岸・寿都漁港)</li> <li>・麻袋、砂利により段差・亀裂の解消 (実施箇所 軽臼・厚瀬・國縫・落部・姥谷・上磯・福島・長万部漁港)</li> </ul>																																																				
3 応急工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急工事の協議を行い、災害査定実施前に工事を実施 (7/14～15、7/20～22の水産庁現地調査団と協議) (実施箇所：軽臼・厚瀬・珊瑚内・第二栄浜・原歌・千走・美國・神恵内・長磯 美谷・吹込・虻羅・中歌・太櫛・上浦 上浦〔都〕・寿都・永豊・太田・平浜漁港、寿都・宮野・稻穂 〔勘太浜〕漁港海岸)</li> <li>・沈船、車、漁網、ブロック等を処理</li> </ul>																																																				
4 現地の測量・調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災箇所の測量・調査の結果をもとに被害額を水産庁に報告</li> </ul>																																																				
5 災害査定の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8/23～27の日程で査定を実施</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支庁</th><th>本数</th><th>金額(千円)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後志</td><td>18</td><td>346,043</td><td>10漁港、1海岸</td></tr> <tr> <td>檜山</td><td>4</td><td>79,249</td><td>4漁港</td></tr> <tr> <td>渡島</td><td>11</td><td>169,894</td><td>8漁港</td></tr> <tr> <td>計</td><td>33</td><td>595,186</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 本数、金額は決定額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9/27～10/1の日程で査定を実施</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支庁</th><th>本数</th><th>金額(千円)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>檜山</td><td>16</td><td>362,197</td><td>12漁港、1海岸</td></tr> <tr> <td>渡島</td><td>7</td><td>320,100</td><td>2漁港、1海岸</td></tr> <tr> <td>胆振</td><td>3</td><td>24,844</td><td>2漁港、1海岸</td></tr> <tr> <td>計</td><td>26</td><td>707,141</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 本数、金額は決定額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11/29～12/3の日程で査定を実施</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支庁</th><th>本数</th><th>金額(千円)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>檜山</td><td>28</td><td>6,752,315</td><td>5漁港、6海岸</td></tr> <tr> <td>計</td><td>28</td><td>6,752,315</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 本数、金額は決定額</p> <p>※ 津波対策を中心全箇所の査定を終了</p>	支庁	本数	金額(千円)	備考	後志	18	346,043	10漁港、1海岸	檜山	4	79,249	4漁港	渡島	11	169,894	8漁港	計	33	595,186		支庁	本数	金額(千円)	備考	檜山	16	362,197	12漁港、1海岸	渡島	7	320,100	2漁港、1海岸	胆振	3	24,844	2漁港、1海岸	計	26	707,141		支庁	本数	金額(千円)	備考	檜山	28	6,752,315	5漁港、6海岸	計	28	6,752,315	
支庁	本数	金額(千円)	備考																																																		
後志	18	346,043	10漁港、1海岸																																																		
檜山	4	79,249	4漁港																																																		
渡島	11	169,894	8漁港																																																		
計	33	595,186																																																			
支庁	本数	金額(千円)	備考																																																		
檜山	16	362,197	12漁港、1海岸																																																		
渡島	7	320,100	2漁港、1海岸																																																		
胆振	3	24,844	2漁港、1海岸																																																		
計	26	707,141																																																			
支庁	本数	金額(千円)	備考																																																		
檜山	28	6,752,315	5漁港、6海岸																																																		
計	28	6,752,315																																																			
6 北海道南西沖地震津波検討委員会を設置	<p>目的：津波の波高を検討し、海岸施設の復旧や津波対策を検討する。</p> <p>構成：学識経験者、研究機関、道の関係部局</p> <p>検討地区：後志、檜山支庁の海岸（島牧村、瀬棚町、北檜山町、大成町、奥尻町）</p> <p>日程：8/30 第1回打合せ実施 10/1 第2回打合せ実施（基本方針を提言）</p>																																																				
8 商工労働対策 (1) 中小企業金融対策等	<p>1 商工被害状況(6/10現在)</p> <p>2,296件 13,081,899千円</p>																																																				

項目	措置状況
	<p>2 中小企業振興資金融資制度（災害資金）の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的：被災中小企業者の災害復旧と経営安定を図る</li> <li>・対象：災害救助法指定地域…大成町、奥尻町、瀬棚町、北檜山町、島牧村 （7/13付け適用）</li> <li>商工被害発生市町村…38市町村（7/22付け適用）</li> <li>・条件： <ul style="list-style-type: none"> <li>（奥尻町以外の地域） <ul style="list-style-type: none"> <li>・利 率：年3.2%以内（4/4改定） <ul style="list-style-type: none"> <li>（特に被害の大きい者 年3.0%）</li> </ul> </li> <li>・設備資金：5,000万円 10年以内（うち据置2年以内）</li> <li>・運転資金：3,000万円 7年以内（うち据置1年以内）</li> </ul> </li> <li>（奥尻町） <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資条件は奥尻町以外の地域と同じ。ただし、奥尻町で事業を継続する者に限り融資期間延長</li> <li>・設備資金：15年以内（うち据置3年以内）</li> <li>・運転資金：10年以内（うち据置2年以内）</li> </ul> </li> <li>・取扱期間：平成5年7月13日～平成6年1月31日 <ul style="list-style-type: none"> <li>・奥尻町、島間村に限り平成7年1月31日まで延長</li> </ul> </li> <li>・融資実績状況：349件 3,744百万円（3/31現在）</li> </ul> </li> </ul>
	<p>3 利子補給事業に対する補助金の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>奥尻商工会が実施する道災害資金借入者への利子補給事業に対し、道が補助する</li> </ul> </li> <li>・補助率：10/10</li> <li>・補助先：奥尻商工会</li> <li>・商工会の実施する事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容：災害資金借入者への利子補給</li> <li>・対象者：奥尻町で事業を継続する中小企業者であって、北海道南西沖地震に伴い災害資金（設備）を借り入れる者</li> <li>・補助額：災害資金の利子相当額</li> <li>・補給期間：3年間</li> </ul> </li> </ul>
	<p>4 道制度資金既往貸付金の償還猶予措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 <ul style="list-style-type: none"> <li>被災中小企業者の道制度資金の債務返済に係る負担軽減を図り、災害からの復旧及び経営の安定に資する。</li> </ul> </li> <li>・対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地域：局地激甚災害指定市町村（奥尻町、島牧村）</li> <li>・対象者：対象地域内に事業所を有する被災中小企業者であって道制度資金の融資残高を有するもの</li> </ul> </li> <li>・償還猶予対象とする制度資金：中小企業振興資金</li> <li>・猶予期間：1年以内</li> <li>・取扱期間：平成5年9月7日～平成5年11月6日</li> </ul>
	<p>5 金融機関等に対する金融の円滑化についての要請（7/23付け文書）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府系中小企業金融機関札幌支店 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既往貸付金の償還猶予</li> <li>・「災害貸付」の取扱促進</li> </ul> </li> <li>・北海道信用保証協会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用保証の取扱促進</li> </ul> </li> <li>・市中金融機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道災害資金の取扱促進</li> </ul> </li> </ul>
	<p>6 「災害資金」適用促進に関する現地指導及び要請の実施</p>

項目	措置状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日程：7/28 奥尻町 /29 江差町、函館市 9/7 森町 1/14 瀬棚町、北檜山町、大成町 /17 島牧村</li> <li>・現地指導：商工会議所、商工会、市町村 北海道信用保証協会函館支所</li> <li>・現地要請：江差信用金庫（本店、奥尻支店）、国民金融公庫函館支店 渡島信用金庫（本店、瀬棚支店、北檜山支店、久遠支店）</li> </ul>
7 国に対する要望 (7/27～28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府系の「災害貸付」の被災地域全域への適用</li> <li>・政府系融資の既往貸付金の償還猶予</li> <li>・政府系の「災害貸付」の融資条件緩和 (12/20)</li> <li>・激甚災害の適用期間の延長</li> <li>・政府系の「災害貸付」の取扱期間延長</li> </ul>
(2) 中小企業経営・労働相談	<p>1 「中小企業経営・労働相談」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日程：8/5 島牧村（相談者数10人） /6 岩内町（〃 7人） /9～10 奥尻町（〃 67人） /11 函館市（〃 13人） /12 長万部町（〃 10人） 9/8 奥尻町（〃 14人）</li> <li>・参加機関：中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫 北海道通商産業局、公共職業安定所、北海道信用保証協会 市町村、商工会議所、商工会 北海道商工労働観光部、関係支庁（商工労働観光課）等</li> </ul>
(3) その他の中小企業対策	<p>1 奥尻町商工会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会連合会に対して、商工会の運営に支障のないよう要請</li> <li>・崩壊した奥尻商工会館の再建建設費の一部を助成 総事業費 47,277千円 助成額10,000千円（国費1/2）</li> </ul> <p>2 「商工労働観光部南西沖地震災害復興推進連絡会議」の設置（9/10） 被災地域の商工業復興対策を総合的に推進するため、部内に連絡会議を設置</p>
(4) 雇用の安定対策	<p>1 雇用動向の調査等 奥尻町内の10事業所に対し、雇用動向の聞き取り調査及び雇用保険制度の説明を実施（7/23、江差職安実施）</p> <p>2 雇用相談コーナーの開設 被災求職者、被災事業主等に対する総合的な相談援助を行うため、災害救助法指定地域を抱える函館職安（北檜山分室）、岩内職安、江差職安に雇用相談コーナーを開設</p> <p>3 国に対する要望（7/27～28）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奥尻町の緊急雇用安定地域への指定</li> <li>・災害救助法適用地域の雇用対策法施行規則第2条の激甚な災害地域としての指定</li> <li>・奥尻町に臨時職業相談所を設置</li> <li>・移転就職者用宿舎の一時貸与</li> </ul> <p>4 奥尻臨時職業相談所の開設</p>

項目	措置状況																																															
	<p>被災者の雇用の安定と被災事業主の事業の再開に資するため、奥尻町に江差公共職業安定所の臨時職業相談所を開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称：ハローワーク江差・奥尻臨時相談所</li> <li>・開設期間：5.8/25～5.11月（8/9・10は「中小企業経営・労働相談室」の中で臨時相談所業務を実施）</li> <li>・業務取扱日：毎週2日（水・木曜日）</li> <li>・取扱業務：求人受理、求職受理、職業相談・職業紹介・職業訓練の受講指示、雇用保険各種手続相談、労働保険料相談ほか</li> </ul>																																															
5 地震離職者職業相談員の配置（8～1月）	江差公共職業安定所及び奥尻臨時職業相談所の職業相談体制を強化するため職業相談員を配置																																															
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置人員 江差公共職業安定所 1名 奥尻臨時職業相談所 1名</li> </ul>																																															
6 雇用調整助成金及び特定求職者雇用開発助成金の特例措置（9/10公布施行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用調整助成金についての特例措置 奥尻町に所在する雇用保険適用事業主であって、事業活動の縮小に伴い休業、教育訓練、または出向を行ったものに対し、休業手当等の一部（中小企業3/4、大企業2/3）を助成する雇用調整助成金を支給</li> <li>・特定求職者雇用開発助成金についての特例措置 奥尻町に居住し、又は居住していた求職者（45歳以上65歳未満）を常用労働者として雇い入れる雇用保険適用事業主に対して賃金の一部（中小企業2/3、大企業1/2）を助成する特定求職者雇用開発助成金を支給</li> </ul>																																															
(5) 職業能力の開発	<p>1 国に対する要望（7/27～28）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託訓練等の定員枠の確保及び特別コースの設定等</li> </ul>																																															
<b>9 土木対策</b>																																																
(1) 交通の確保	<p>1 道道における交通規制の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震、津波による災害及び津波の恐れなどにより規制を行った路線は、32路線43箇所</li> <li>・6月10日現在、全面通行止されている路線は1路線1箇所 奥尻島線（幌内～球浦開拓）…道路の決壊及び落石等の被害が大きく、現在のところ開通未定であるが、早期開通に向けて、順次復旧作業を進めている。</li> </ul>																																															
(2) 公共土木施設の復旧 (港湾、空港を除く)	<p>1 被害状況（6/10現在）</p> <table border="0"> <tr> <td>1,095箇所</td> <td>238億7,430万円</td> <td>（ ）は公共対象分内数</td> </tr> </table> <p>&lt;道工事&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>河 川</td> <td>291箇所</td> <td>39億2,500万円</td> <td>（ 97箇所 38億 170万円）</td> </tr> <tr> <td>海 岸</td> <td>56箇所</td> <td>135億4,360万円</td> <td>（ 43箇所 134億8,600万円）</td> </tr> <tr> <td>砂 防</td> <td>21箇所</td> <td>1億 140万円</td> <td>（ 1箇所 1,000万円）</td> </tr> <tr> <td>急傾斜</td> <td>42箇所</td> <td>8,500万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道 路</td> <td>494箇所</td> <td>39億8,040万円</td> <td>（ 148箇所 34億4,450万円）</td> </tr> <tr> <td>橋 梁</td> <td>12箇所</td> <td>1億1,900万円</td> <td>（ 11箇所 1億1,850万円）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>916箇所</td> <td>217億5,440万円</td> <td>（ 300箇所 208億6,070万円）</td> </tr> </table> <p>&lt;市町村工事&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>河 川</td> <td>47箇所</td> <td>7億3,500万円</td> <td>（ 同 左 ）</td> </tr> <tr> <td>道 路</td> <td>127箇所</td> <td>11億2,990万円</td> <td>（ 同 左 ）</td> </tr> <tr> <td>橋 梁</td> <td>5箇所</td> <td>2億5,500万円</td> <td>（ 同 左 ）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>179箇所</td> <td>21億1,990万円</td> <td>（ 同 左 ）</td> </tr> </table>	1,095箇所	238億7,430万円	（ ）は公共対象分内数	河 川	291箇所	39億2,500万円	（ 97箇所 38億 170万円）	海 岸	56箇所	135億4,360万円	（ 43箇所 134億8,600万円）	砂 防	21箇所	1億 140万円	（ 1箇所 1,000万円）	急傾斜	42箇所	8,500万円		道 路	494箇所	39億8,040万円	（ 148箇所 34億4,450万円）	橋 梁	12箇所	1億1,900万円	（ 11箇所 1億1,850万円）	計	916箇所	217億5,440万円	（ 300箇所 208億6,070万円）	河 川	47箇所	7億3,500万円	（ 同 左 ）	道 路	127箇所	11億2,990万円	（ 同 左 ）	橋 梁	5箇所	2億5,500万円	（ 同 左 ）	計	179箇所	21億1,990万円	（ 同 左 ）
1,095箇所	238億7,430万円	（ ）は公共対象分内数																																														
河 川	291箇所	39億2,500万円	（ 97箇所 38億 170万円）																																													
海 岸	56箇所	135億4,360万円	（ 43箇所 134億8,600万円）																																													
砂 防	21箇所	1億 140万円	（ 1箇所 1,000万円）																																													
急傾斜	42箇所	8,500万円																																														
道 路	494箇所	39億8,040万円	（ 148箇所 34億4,450万円）																																													
橋 梁	12箇所	1億1,900万円	（ 11箇所 1億1,850万円）																																													
計	916箇所	217億5,440万円	（ 300箇所 208億6,070万円）																																													
河 川	47箇所	7億3,500万円	（ 同 左 ）																																													
道 路	127箇所	11億2,990万円	（ 同 左 ）																																													
橋 梁	5箇所	2億5,500万円	（ 同 左 ）																																													
計	179箇所	21億1,990万円	（ 同 左 ）																																													

項目	措置状況
	(公共計 479箇所 229億8,060万円)
2 各施設の状況	
(1) 河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災箇所で緊急を要する箇所について応急工事を実施</li> <li>被災箇所について災害査定を実施し、順次復旧工事を実施中。なお、一部については工事完成</li> </ul>
(2) 海岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災箇所で緊急を要する箇所について応急工事を実施</li> <li>被災箇所について災害査定を実施し、順次復旧工事を実施中</li> </ul>
(3) 砂防	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災箇所で緊急を要する箇所について応急工事を実施</li> <li>被災箇所について災害査定を実施し、順次復旧工事を実施中</li> </ul>
(4) 急傾斜	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災箇所で緊急を要する箇所について応急工事を実施</li> </ul>
(5) 道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災箇所で緊急を要する箇所について応急工事を実施</li> <li>被災箇所について災害査定を実施し、順次復旧工事を実施中。なお、一部については工事完成</li> </ul>
(6) 橋梁	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災箇所について災害査定を実施し、順次復旧工事を実施中。なお、一部については工事完成</li> </ul>
3 災害査定の実施	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4次災害査定 9/ 6~ 9/10</li> <li>第5次災害査定 10/ 4~10/ 8</li> <li>第6次災害査定 11/ 8~11/12</li> <li>第7次災害査定 11/24~11/26</li> <li>第8次災害査定 12/ 6~12/10</li> </ul>
(3) 港湾関係施設の復旧	<p>1 被害状況 (6/10現在)</p> <p>&lt;港湾施設&gt; 港湾管理者（市・町等）が管理する施設の被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>函館港、奥尻港など計9港湾 134億8,560万円 (岸壁の前倒れ、エプロンの亀裂・沈下、道路陥没等)</li> </ul> <p>&lt;港湾海岸保全施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>瀬棚港、奥尻港など計4港 13億5,220万円 (護岸、離岸堤等の沈下、損壊等)</li> </ul> <p>2 各施設の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>詳細な被害状況の調査を実施</li> <li>港湾管理者において、船舶の航行に支障のある部分における転落車両の撤去や、臨港道路の段差解消など応急工事を実施</li> <li>順次復旧工事を実施中</li> </ul> <p>3 災害査定の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>8/30~9/3 函館港、江差港、岩内港、苦小牧港</li> <li>11/24~27 瀬棚港、奥尻港</li> </ul>
(4) 空港関係施設の復旧	<p>1 被害状況 (6/10現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(公共対象分) 1箇所 (奥尻空港) 1,801.3万円 (進入角指示等の損壊等)</li> <li>(単独分) 1箇所 (奥尻空港) 4,842.4万円 (消防車、空港ターミナル施設の損壊等)</li> </ul>

項目	措置状況
	<p>2 各施設の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滑走路を補修し7月17日から運用開始</li> <li>・公共対象分については12月17日に復旧工事完成</li> <li>・単独分については措置完了</li> </ul> <p>3 災害査定の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8/23～25</li> </ul>
<b>10 文教対策</b>	
(1) 災害対策本部の設置等	<p>1 7月13日、教育庁内に教育長を本部長とする北海道南西沖地震対策本部教育対策本部を設置し、知事部局とも連携をとりつつ被害状況の把握や応急措置の検討にあたっている。</p> <p>2 7月19日から7月24日まで、特に被害の大きい奥尻町に職員を派遣、支援体制をとった。</p> <p>3 9月1日から9月3日まで奥尻町教育委員会に職員を派遣、今後の支援体制を打ち合わせ、9月6日から9月22日まで奥尻町立稲穂小学校（奥尻小学校内）に職員を1名派遣し、支援体制をとった。</p>
(2) 公立学校施設設備等の復旧	<p>1 市町村立学校の被害状況の調査と災害報告書のとりまとめを行うとともに児童・生徒の安全対策等について指導（7月15日付け各教育局長あて学校管理課長名通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧国庫負担（補助）事業申請学校33校の事業計画書の提出 (8/23～24、9/9～10)</li> <li>・文部省、大蔵省による査定の実施（9/27～10/1、10/12～15）</li> <li>・査定の結果、13市町村33校において設置された。</li> </ul> <p>2 道立学校施設等について、被害状況の調査を実施するとともに、被害の大きい学校については職員を派遣し、学校運営上支障のないよう応急措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校の被害の小規模なもの（福島商業高等学校外10校）については復旧完了</li> <li>・その他（檜山北高等学校外2校）については復旧完了</li> <li>・特殊教育諸学校の被害の小規模なもの（七飯養護学校おしま分校）については復旧完了</li> <li>・その他（七飯養護学校）については復旧完了</li> </ul> <p>3 道立高等学校の設備については、被害状況の調査を実施し、学校運営上支障のないよう復旧措置をした。（道立高等学校 12校）</p> <p>4 学校給食施設設備等の被害状況の調査と災害報告書の取りまとめを行うとともに、学校給食が円滑に行われるよう指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧国庫負担（補助）事業申請施設1か所の事業計画書の提出（9/9～10）</li> <li>・文部省、大蔵省による査定の実施（9/27～10/1）</li> <li>・補助交付申請書の提出（2/21）</li> <li>・補助金交付決定通知（3/18）</li> </ul>
(3) 要保護及び準要保護児童・生徒に対する援助	<p>1 市町村に対し、被災により就学困難となる児童・生徒の調査及びその後の就学援助措置について指導（7月13日付け各教育局長あて学校管理課長名通知）</p> <p>2 被災により就学困難となった児童・生徒、5町村195名に対し、就学援助措置が講じられた。</p>
(4) 特殊教育就学奨励費の対象児童・生徒に対する措置	<p>1 公立・私立の特殊教育諸学校及び市町村に対し、特殊教育就学奨励費の支給段階変更及び奨励費支給にかかる事務について、適切に処理すべき旨を指導（7月14日付け各教育局長あて学校管理課長名通知）</p> <p>2 支給段階の変更を要する保護者はいなかった。</p>

項目	措置状況
(5) 幼稚園の就園奨励措置	1 市町村に対し、被災により入園料、保育料の減免対象となる保護者の就園奨励について適切に措置する旨指導（7月22日付け各教育局長あて学校管理課長名通知） 2 被災により入園料、保育料の減免対象となる保護者、1町19名に対し、減免措置が講じられた。
(6) 道立高等学校生徒の授業料免除等	1 被災者の子弟に対する免除等について、適切な措置を講ずるよう各教育局長を通じ、各学校長あて指導（7月14日付け各教育局長あて学校管理課長名通知） 2 被災者の子弟73名の生徒について授業料免除等の措置を講じた。 (道立学校11校73名)
(7) 教科書の再給与	1 災害により教科書を失した児童・生徒の状況を調査し、授業に支障のないよう教科書の再給与の措置を講じた。 全道249人（小学校96人 中学校73人 高等学校80人）
(8) 公立高等学校生徒学資金貸付枠の拡大	1 学資金貸付希望者の把握ができたので貸付手続を進めた。 (貸付希望者数64人)（7月21日付け各関係公立学校長あて教育長名通知）  2 学資金貸付希望者全員に対し貸付の措置を講じた。 (貸付者数12人) (10月13日付け各関係公立学校長あて教育長名通知) (平成6年度)  3 学資金貸付希望者全員に対し貸付の措置を講じた。 (貸付者数8人) (5月25日付け各関係公立高等学校長あて教育長名通知)
(9) 日本育英会の奨学生採用枠の拡大	1 日本育英会奨学金の貸付希望者の把握ができたので貸付手続を進めた。 (貸付希望者数60人) (7月21日付け各関係公立学校長あて日本育英会北海道支部長名) (貸付希望者数5人) (8月5日付け各関係私立学校長あて日本育英会北海道支部長名)  2 日本育英会奨学金貸付希望者全員に対し貸付の措置を講じた。 (貸付者数21人) (11月1日付け各関係公立高等学校長あて日本育英会北海道支部長名) (貸付者数2人) (11月1日付け各関係私立高等学校長あて日本育英会北海道支部長名) (平成6年度)  3 日本育英会奨学金貸付希望者全員に対し貸付の措置を講じた。 (貸付者数：公立 17人 私立 2人)
(10) 社会教育施設等の復旧	1 被害状況等を調査するとともに国に対し財源措置を講ずるよう要望
(11) 指定文化財等の復旧	1 市町村等の所有者に対し安全確保のための応急措置及び被害状況の把握について指導 ・軽微な被害は既に復旧済み ・規模の大きな被害については、応急的な措置を施した上で、必要なものは専門家と協議し、復旧計画を策定し、平成6年度以降実施する予定である。
(12) 国への要望	1 災害復旧に係る財政支援について文部省に要望 (7/20 教育長陳情)

項目	措置状況																																																																																										
(13) 被災私立学校生徒に対する援助	<p>1 被災した私立高校生等に対する授業料の軽減や奨学金の貸付が円滑に行われるよう私立高等学校、私立専修学校等を指導するとともに、(財)北海道私立学校奨学会に対し、奨学金の貸付が円滑になれるよう要請</p> <p>2 また、所要の予算について増額補正を行い、授業料軽減補助金については4名に補助、奨学金については3名に貸付された。</p>																																																																																										
(14) 私立学校施設の復旧	<p>1 被害を受けた私立学校に対し、災害復旧に要する資金の公的融資制度について周知</p> <p>2 公的融資機関等に対し被災校への融資に積極的に協力されるよう要請            &lt;公的融資機関等&gt; 日本私学振興財団            (財)北海道私学振興基金協会            (財)北海道私立専修学校各種学校基金協会</p>																																																																																										
<b>11 財政対策</b>																																																																																											
(1) 道財政																																																																																											
ア 道税の減免措置等	<p>1 被災納税者に対する道税の減免措置等について各支庁等に通達 (7/14)</p> <p>2 被災納税者に対する道税の申告等の期限延長</p> <p>3 被災納税者に対する道税の減免措置、申告等の期限延長の広報実施</p> <p>4 措置実績 (平成6年5月31日)            措置納税者数 延べ3,512人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">期限の延長</th> <th colspan="2">徴収の猶予</th> <th colspan="2">減免</th> </tr> <tr> <th>納税者</th> <th>金額</th> <th>納税者</th> <th>金額</th> <th>納税者</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人道民税</td> <td>2,145</td> <td>67,179</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>724</td> <td>7,048</td> </tr> <tr> <td>法人道民税</td> <td>57</td> <td>1,052</td> <td>1</td> <td>34</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道民税利子割</td> <td>30</td> <td>7,323</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td>128</td> <td>10,216</td> <td>8</td> <td>423</td> <td>32</td> <td>989</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>57</td> <td>2,550</td> <td>1</td> <td>19</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>10</td> <td>2,277</td> <td>2</td> <td>295</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別地方消費税</td> <td>8</td> <td>81</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>301</td> <td>4,166</td> </tr> <tr> <td>自動車取得税</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>軽油引取税</td> <td>2</td> <td>2,533</td> <td>1</td> <td>16,316</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,437</td> <td>93,211</td> <td>16</td> <td>17,098</td> <td>1,059</td> <td>12,322</td> </tr> </tbody> </table>	区分	期限の延長		徴収の猶予		減免		納税者	金額	納税者	金額	納税者	金額	個人道民税	2,145	67,179	3	11	724	7,048	法人道民税	57	1,052	1	34			道民税利子割	30	7,323					個人事業税	128	10,216	8	423	32	989	法人事業税	57	2,550	1	19			不動産取得税	10	2,277	2	295			特別地方消費税	8	81					自動車税					301	4,166	自動車取得税					2	119	軽油引取税	2	2,533	1	16,316			合計	2,437	93,211	16	17,098	1,059	12,322
区分	期限の延長		徴収の猶予		減免																																																																																						
	納税者	金額	納税者	金額	納税者	金額																																																																																					
個人道民税	2,145	67,179	3	11	724	7,048																																																																																					
法人道民税	57	1,052	1	34																																																																																							
道民税利子割	30	7,323																																																																																									
個人事業税	128	10,216	8	423	32	989																																																																																					
法人事業税	57	2,550	1	19																																																																																							
不動産取得税	10	2,277	2	295																																																																																							
特別地方消費税	8	81																																																																																									
自動車税					301	4,166																																																																																					
自動車取得税					2	119																																																																																					
軽油引取税	2	2,533	1	16,316																																																																																							
合計	2,437	93,211	16	17,098	1,059	12,322																																																																																					
イ 特別交付税等の確保	<p>1 被害状況等に基づき特別交付税等による財政措置を自治省に要請            (10/29、11/19、2/7)</p> <p>2 特別交付税の交付 交付総額 10,046百万円 (④9,848百万円)</p>																																																																																										
(1) 市町村財政																																																																																											
ア 低利資金の確保	<p>1 災害復旧、応急事業等で一時的に多額の資金が必要となることに対応し、低利の資金を確保するため、北海道市町村備荒資金組合資金等の効果的活用を図る。            &lt;北海道市町村備荒資金組合資金&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期資金の貸付枠 8億円 (年利 3%)</li> <li>・短期資金の斡旋 5億円 (年利2.875%)</li> </ul> <p>&lt;北海道市町村振興協会資金&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期資金の貸付枠 10億円 (年利 3%)</li> <li>・関係市町村に対する制度の周知について、各支庁に通知 (7月16日)</li> </ul>																																																																																										

項 目	措 置 状 況																																																									
イ 特別交付税等の確保	<p>1 被害状況等を把握し、隨時自治省に報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法適用町村に対する普通交付税9月分の繰上げ交付 (7月23日) 大成町 (374百万円) 奥尻町 (535百万円) 瀬棚町 (590百万円) 北檜山町 (660百万円) 島牧村 (370百万円)</li> <li>・公共施設被害の著しい町村に対する普通交付税9月分の繰上げ交付 (8月16日) 上磯町 (371百万円) 森町 (366百万円) 長万部町 (341百万円) 江差町 (300百万円) 乙部町 (240百万円) 今金町 (348百万円) 寿都町 (188百万円) 黒松内町 (249百万円) 洞爺村 (159百万円)</li> <li>・特別交付税 (12月分) の交付 交付総額 16,904百万円 (④ 16,573百万円) (12/17)</li> <li>・特別交付税 (3月分) の交付 交付総額 46,169百万円 (④ 44,565百万円) (3/16)</li> </ul> <p>【災害救助法適用市町村に対する特別交付税の交付総額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体</th><th>交付額(前年度)</th><th>対前年度比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大成町</td><td>288百万円 (173百万円)</td><td>132.0</td></tr> <tr> <td>奥尻町</td><td>1,033百万円 (296百万円)</td><td>349.6</td></tr> <tr> <td>瀬棚町</td><td>291百万円 (187百万円)</td><td>155.7</td></tr> <tr> <td>北檜山町</td><td>322百万円 (215百万円)</td><td>150.1</td></tr> <tr> <td>島牧村</td><td>184百万円 (151百万円)</td><td>122.4</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治省に公営企業関係分の被害状況を説明し、地方公営企業等災害復旧事業債の措置を要望 (8/24)</li> <li>・災害復旧に係る財政措置として次の措置を講じるよう自治省に対し要望活動を行った (10/15、11/22、1/26) <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通会計に対する財政措置 特別交付税、地方債等による財政措置</li> <li>・公営企業会計に係る財政措置 地方公営企業等災害復旧事業債について、低利資金の充当及び償還年限の延長 地方公営企業等災害復旧事業債の元利償還金補てんのため一般会計が繰り出す額についての交付税措置</li> </ul> </li> </ul>	団体	交付額(前年度)	対前年度比	大成町	288百万円 (173百万円)	132.0	奥尻町	1,033百万円 (296百万円)	349.6	瀬棚町	291百万円 (187百万円)	155.7	北檜山町	322百万円 (215百万円)	150.1	島牧村	184百万円 (151百万円)	122.4																																							
団体	交付額(前年度)	対前年度比																																																								
大成町	288百万円 (173百万円)	132.0																																																								
奥尻町	1,033百万円 (296百万円)	349.6																																																								
瀬棚町	291百万円 (187百万円)	155.7																																																								
北檜山町	322百万円 (215百万円)	150.1																																																								
島牧村	184百万円 (151百万円)	122.4																																																								
ウ 市町村税の減免措置等	<p>1 被災納税者に対する市町村税の減免措置等及び住民に対する制度の周知について各支庁を通じ市町村へ通知 (7/14)</p> <p>2 措置実績 (平成6年5月31日現在)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>措置納税者数</td> <td>延べ 9,039人</td> <td>(人、千円)</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">期限の延長</th><th colspan="2">微収の猶予</th><th colspan="2">減 免</th></tr> <tr> <th>納税者</th><th>金額</th><th>納税者</th><th>金額</th><th>納税者</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村民税</td><td>2,145</td><td>223,384</td><td>3</td><td>41</td><td>724</td><td>16,684</td></tr> <tr> <td>固定資産税</td><td>4,574</td><td>120,632</td><td>14</td><td>251</td><td>1,482</td><td>43,594</td></tr> <tr> <td>都市計画税</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>64</td><td>3,952</td></tr> <tr> <td>軽自動車税</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>33</td><td>31</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>6,719</td><td>344,016</td><td>17</td><td>292</td><td>2,303</td><td>64,261</td></tr> </tbody> </table>	措置納税者数	延べ 9,039人	(人、千円)	区分	期限の延長		微収の猶予		減 免		納税者	金額	納税者	金額	納税者	金額	市町村民税	2,145	223,384	3	41	724	16,684	固定資産税	4,574	120,632	14	251	1,482	43,594	都市計画税					64	3,952	軽自動車税					33	31	合 計	6,719	344,016	17	292	2,303	64,261						
措置納税者数	延べ 9,039人	(人、千円)																																																								
区分	期限の延長		微収の猶予		減 免																																																					
	納税者	金額	納税者	金額	納税者	金額																																																				
市町村民税	2,145	223,384	3	41	724	16,684																																																				
固定資産税	4,574	120,632	14	251	1,482	43,594																																																				
都市計画税					64	3,952																																																				
軽自動車税					33	31																																																				
合 計	6,719	344,016	17	292	2,303	64,261																																																				

項目	措置状況
12 災害警備対策	<p>1 災害警備本部の設置</p> <p>(1) 7月12日（月）北海道警察本部、各方面本部に「災害警備本部」を、関係警察署に「現地警備本部」を設置</p> <p>(2) 警察活動</p> <p>ア 災害情報の収集</p> <p>道、市町村、海上保安本部、漁協等の関係機関との連携による災害情報の収集</p> <p>イ 各種現場活動</p> <p>駐在所・派出所員による避難誘導、ヘリコプター、警備艇、パトカー等の機動力を活用した被害調査、負傷者の救助・救出、交通規制、広報等の災害警備活動を実施</p> <p>ウ 死者・行方不明者の捜索と身元確認</p> <p>道警察の機動隊、航空隊（ヘリ4機）、海上捜索隊（警備艇2隻）、機動通信隊（移動多重無線装置4台、衛星通信車2台）のほか、警視庁の航空隊（ヘリ2機）・水難救助隊及び大阪府警察の航空隊（ヘリ1機）の支援を得て陸海空一体の体制を確立し、行方不明者等の捜索と死者を収容・検視</p> <p>エ 被害実態調査</p> <p>被災地における人的、物的被害等の調査活動</p> <p>オ 交通規制</p> <p>損壊道路の通行止めと迂回誘導措置</p> <p>カ 犯罪の予防、取締り</p> <p>被災地における盗犯等の予防、取締のための警戒活動</p> <p>キ 困り事・行方不明者相談活動</p> <p>道内外の遺族等からの身元照会、被災住民の遺失免許証の再交付等の困り事相談及び行方不明者相談の実施</p>